

むつ市議会第211回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成24年3月13日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）14番 浅利 竹二郎 議員

（2）18番 大瀧 次男 議員

（3）22番 鎌田 ちよ子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	5番	川	下	八十	美
6番	目	時	睦	男	7番	村	川	壽	司
8番	佐	賀	英	生	9番	東		健	而
10番	石	田	勝	弘	11番	菊	池	広	志
12番	斉	藤	孝	昭	13番	濱	田	栄	子
14番	浅	利	竹二	郎	15番	中	村	正	志
16番	半	田	義	秋	17番	村	中	徹	也
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

4番 佐々木 肇

説明のため出席した者

市長	宮	下	順一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫
代査委員	小	川	照	久	選挙管理 委員長	畑	中	政	勝
農委員 業会長	立	花	順	一	総務政 策長	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益	雄	民生部長	奥	川	清次	郎
保健福祉 部長	松	尾	秀	一	経済部長	中	嶋	達	朗
建設部長	山	本	伸	一	川内庁舎 長	布	施	恒	夫
大畑庁舎 建設課長	若	松		通	脇野所 舎所長	高	坂	浩	二
会管総政 理出納室	大	橋		誠	選挙管理 委員長	成	田	晴	光

育会局校課事
員務 育主
教委事学教指
導

山 本 明 美

育会局校課事
員務 育主
教委事学教指
導

祐 川 文 規

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

須 藤 徹 哉
濱 田 賢 一
石 田 隆 司

次 長
主任主査
主 任

澤 谷 松 夫
小 林 睦 子
村 口 一 也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

昨日本会議終了後の議会運営委員会において、3月16日に議員提出議案2件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、浅利竹二郎議員、大瀧次男議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） まず、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） おはようございます。自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第211回定例会におきまして、市政壇

上より一般質問をさせていただきますので、市長初め理事者各位におかれては、前向きかつ簡潔明瞭なるご答弁をお願いいたします。

さて、一昨日、町内の皆様とともに3.11津波避難情報伝達訓練に参加させていただきました。サイレンの音を合図に思い思いのいでたちで指定の集合場所にと急ぐ皆さん、中には避難グッズを手にしたお年寄りの方も見受けられ、真剣な態度そのものに1年前の東日本大震災に思いをいたしたところがございます。被災し、お亡くなりになられた方々、そして被災地域の皆様に改めて哀悼の誠をささげ、衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、災害からはや1年、復興、復旧、遅々として進まぬ状況です。おくれの原因は、何といても原子力の事故処理に手間取っていることが上げられます。この原子力事故、2月に発表した民間組織、福島原発事故独立検証委員会の調査検証報告書によりますと、総括として、原子力村という一握りの集団が作り上げた原子力神話を過信した人災であること、官邸では不測の事態に対処するシナリオが描けず、危機管理能力に欠けていたこと等が上げられております。国の最高指揮官菅総理がとった行動にも疑問が呈されており、一国の危機に際し、リーダーに人材を得なかった日本の不幸が顕在化したものであるとも言えます。危急存亡の時、今、日本に求められることは決断と実行を具現化するリーダーの登場であり、決してドジョウもどきでないことだけは確かであります。

このような社会認識のもと、今議会では市民生活にとって喫緊の課題、4項目13点につき市長にお伺いいたします。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、社会保障と税の一体改革に関連してであります。

1点目、社会保障改革の方向性についてお伺いいたします。政府は2月17日、社会保障・税一体

改革大綱について閣議決定をいたしました。あくまでも閣議決定であり、法案として国会で成立するかどうかは危ぶまれるところではありますが、この改革大綱は、急激な少子高齢化社会の出現、長引くデフレ経済による景気低迷の税収減等で、揺りかごから墓場までを標榜してまいりました日本の社会保障制度の根幹が揺らいできたもので、安定財源と財政健全化の同時達成を目指し、消費税増税をもってこれに充てるとというのが趣旨であります。

しかしながら、このことにつきましては、識者の間でも賛否が分かれており、税の一体改革というならば社会保障に限定せず、歳出歳入の一体改革を論ずべきであるとの意見、デフレ経済下では消費税増税をすべきでないという意見もあります。第2次橋本内閣が平成9年に実施した5%消費税増税によってデフレ不況に突入、現在に至っている事実を指しているのであります。

さて、改革大綱に掲げる社会保障改革とは、おおむね次の7項目が掲げられております。子ども・子育て新システム、新しい年金制度の創設、医療・介護等の機能強化、貧困・格差対策の強化、就労促進、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現、障害者施策の充実、次世代を担う子供・若者の育成等であります。いずれも現下の社会情勢では喫緊の課題であり、論議は当然と考えられますものの、消費税増税によるさらなる景気の悪化も懸念され、全体として国家の税収が落ち込んだ場合、社会保障体制時の安定財源たり得るかどうか、判断の分かれるところがあります。

このたびの閣議で決定された社会保障改革の方向性について、市長はどのような所見をお持ちかお伺いいたします。

2点目、医療費抑制の観点から推進している療養病床の転換と削減についてお伺いいたします。

高齢化が世界で最も早く進行している日本では、必然的に医療費が急速に増加し、社会保障費を圧迫する構造になっております。資料によりますと、国民1人当たりの医療費の比較では、子供と現役世代、75歳未満でありますけれども、18.6万円に対し、高齢者75歳以上の方は86.5万円、4.7倍というデータがあります。高齢者の医療費を抑えることが社会保障費削減の道であるとの認識から、改革大綱でも医療と介護の連携強化を目指し、要介護状態にある高齢者を減少させ、自立した高齢者の社会参加が活発化する介護予防を推進するとしております。

さて、療養病床というものですが、これは主に慢性期疾患で長期間にわたる療養や介護が必要な要介護1以上の人を対象としており、急性期患者が入院するところの一般病床とは区別されるものです。療養病床には、医療保険適用の医療療養病床と介護保険適用の介護療養病床がありますが、実態は医療や介護をほとんど必要としない入所者が約半数を占め、いわゆる社会的入院と呼ばれ、これが医療費高騰の温床と考えた厚生労働省は、その解消を図るべく療養病床の再編を推進し、医療療養病床は縮小、介護療養病床は廃止のうえ、その受け皿となる施設へ移行するという方針を打ち出しております。これら医療費抑制の観点から推進している療養病床の転換と削減について、実態はどうなっているかお伺いいたします。

3点目、地域の実情に応じた介護サービスの提供についてお伺いいたします。2012年度は、介護報酬改定年度で、厚生労働省は今後3年間、介護保険者から事業者に支払う新しいサービスの報酬単価を決定いたしました。大きな改正点は、在宅サービスの充実として、24時間地域巡回型サービス、自立支援の強化として老人保健施設の在宅復帰充実等が取り上げられている点であります。この底流にあるのは、施設から在宅介護への移行を

促し、ふえ続ける介護給付の抑制をねらうことにあります。

2点目で述べた療養病床の削減と転換によって行き場を失った介護、医療難民は、結局介護保険法施行前の在宅、自宅に戻るしかないということになります。

さて、現実としてホームヘルパーなどが高齢者の家を定期的に訪問する24時間地域巡回型サービスについて、むつ市で事業を展開する事業者は対応できるのでしょうか、疑問があります。事業を展開するには、季節、昼夜を問わぬ人員の確保が必要であり、また深夜に他人の家に入出入りすることの違和感も考えられます。今回施行される在宅後押しの介護報酬改定、地域の実情に応じた介護サービスの提供について対応はいかがなりやお伺いいたします。

質問の第2は、豪雪対策についてであります。今議会一般質問では、多くの同僚議員から雪に関する通告がなされております。それだけ市民にとっても重大な関心が寄せられたというあかしでもありますので、重複する部分もあろうかと思いますが、ご理解をいただきたいと存じます。

それでは1点目、今冬のむつ市の状況についてお伺いいたします。今冬は、年末のクリスマスから大雪に見舞われ、その後間断なく雪が降り続きましたが、何といても2月1日夕刻からの猛吹雪で下北半島はほぼ全域交通が遮断され、通学通勤はもちろんのこと、各種物流機能も停止、市内の生活道路も完全にストップ状態、終日混乱いたしました。長年むつ市に住んでおりますが、雪のために小・中・高が2日間休校という事態は初めての経験であります。

さて、除雪対応としては、まず幹線道路を確保する、それから市内生活道路にという順番で作業が行われたようであります。通常の降雪であれば、幹線道路と同時並行で生活道路にも除雪車が入っ

てくるのですが、今回は幹線道路の確保に手間取り、生活道路が後回しという地区もあったようで、そのことで市民からの苦情も寄せられたことであらうでしょう。しかしながら、有限の機材、配員の中、市当局、担当者は不眠不休で対応に追われ、除雪業者のオペレーターも体調を崩すほどのオーバーワークに耐えながら生活道路の回復、復旧に尽力、寄与していただきました事実に対しましては、衷心より感謝を申し述べたいと考えます。

さて、全国的な豪雪、各地で豪雪対策本部等を立ち上げ、対応に追われたところではありますが、降雪量その他除排雪全般にわたり、今冬のむつ市の状況についてお伺いをいたします。

2点目、除排雪業者等の確保についてお伺いいたします。市内生活道路の除排雪については、年度ごと入札により業者を選定しているわけですが、業者によっては高額な重機の維持費や老朽化後の更新を考えれば、除雪作業は採算が合わないと思われる向きもあるようです。

さて、国土交通省では除雪や道路管理など、地域社会を維持するための公共工事を請け負う建設業者が不足しているとして、2012年度から地域維持型契約方式を採用、公共団体は除雪、道路補修、河川補修などの業務を一括で複数年にわたり契約できるとしてきました。これにより受注業者は経営の見通しが立てやすくなるとしております。県や青森市でも検討を進めると報道されていますが、むつ市の対応はどうか、除排雪業者の確保についてお伺いいたします。

3点目、市民生活に重大な影響を及ぼす歩道確保についてお伺いいたします。車道を人が歩く危険については、今さら述べるまでもないことあります。昨年末のクリスマスからの大雪では、国道338号の大湊浜町から桜木町間の歩道が正月を挟んで全く除雪されず、市民は難渋しておりました。他の区域は、車道、歩道ともに速やかに確保

されているのに、まして小学校もあるこの区間は児童の通学路でもあります。市民の方が車道を歩く姿を見ると、大変危険だなと感じたところがあります。一部区間では、スクラム除雪の制度を利用して、県から機械を借り受けボランティア作業を行っている地域もあるようですが、個々の事情もあり、タイムリーに除雪作業を行うことはなかなか難しいと考えます。国道の歩道除雪ではありますが、円滑な市民生活を維持するためには、県や市が一元的に管理する必要があると考えますが、市民生活に重大な影響を及ぼす歩道確保についてお伺いいたします。

4点目、倒壊や落雪で事故が懸念される空き家対策についてお伺いいたします。今冬の豪雪で全国的にも問題視され、国会でも論議されておりますのは、屋根の雪に耐え切れず倒壊する空き家が相次いでいることで、今まで放置状態にあった空き家を法的に規制しなければとの論議であります。青森県内でも、2月17日現在、過去5年で最多の22棟が倒壊、特に長い間放置された空き家が目立っているとの報道があります。むつ市内でも空洞化が進む住宅地では目につき、道路に面した空き家では、屋根の雪、つららが道路に覆いかぶさる状況を多く目にします。青森市は、市内55棟を放置危険空き家に指定し、所有者と連絡をとって除雪を求めるなどの対応をとっているようですが、むつ市の対応はどのようにしているのでしょうか。倒壊や落雪で事故が懸念される空き家対策についてお伺いいたします。

質問の第3は、椴山地区に計画の産業廃棄物最終処分場についてであります。1点目、計画の要旨と現在までの経緯についてお伺いいたします。従前から札幌市に本社を置く産廃業者が椴山地区に県外から持ち込む産業廃棄物の最終処分場設置を申請したことは承知しております。地域住民の反対、県の厳しい評価等もあり、撤退したのかな

と安心しておりましたところ、昨年2月、再度申請をし直してきたとのことでもあります。その後の市、県の対応も含め、計画の要旨と現在までの経緯についてお伺いいたします。

2点目、東日本大震災で汚染された放射性物質混入の懸念についてお伺いいたします。県外から持ち込まれるごみの中には、いろいろ有害物質が含まれていると考えなければいけません。特に今般の3.11で発生した原発事故で多くの物資が放射性物質に汚染されており、持ち込まれる産業廃棄物に混入しないとも限らないのであります。

昨年秋、下北地域広域行政事務組合議会で秋田県大館市を視察した折、産廃最終処分場から放射線が検出されたと騒いでおりましたことから懸念するものであり、またむつ運動公園野球場に運び込まれた土と芝の前例もあります。東日本大震災で汚染された放射性物質混入の懸念についてお伺いいたします。

3点目、県外のごみで下北半島の環境や観光資源が破壊されることの懸念についてお伺いいたします。青森県では、自然の豊かさを前面に出した観光立県であり、下北半島も国定公園として観光客の集客を図っているところでもあります。また、県外のごみを持ち込むことでの環境破壊、観光資源破壊も懸念されるもので絶対反対の立場をとるものであります。県外のごみで下北半島の環境や観光資源が破壊されることの懸念についてお伺いいたします。

質問の第4は、ブロードバンド基盤整備についてであります。1点目、ブロードバンドサービスの理解についてお伺いいたします。この質問を思い立ったきっかけは、西通り地区の市民とのちょっとした会話からであります。質問した人も、聞いた私も門外漢で、ちんぷんかんぷんの会話でありましたが、都会に出ている孫から、いまだ光が敷設されていないのか、相変わらず田舎はおくれ

ているなど嘆かれた話を聞きました。理解に欠けている2人の会話であり、話がなかなかみ合わないのでありましたが、後日の情報では、市では光ファイバーケーブルを全市に敷設し、ブロードバンドサービスの整備事業を進めているということであり、私の認識不足、勉強不足を恥じた次第であります。そもそもブロードバンドサービスとは何か、私のようなアナログ世代には理解が及ばないところがあり、恥のついでにブロードバンドサービスの理解についてお伺いいたします。

2点目、対象地域の整備状況と今後の対応についてであります。市の計画では、むつ市中心部のほか、大畑地区、関根地区、近川地区、川内地区及び脇野沢地区をブロードバンド基盤整備の対象地域としておりますが、現在どこまで整備され、そして冒頭で述べましたように、対象地域から外れた地域はどうなるのか。対象地域の整備状況と今後の対応についてお伺いいたします。

3点目、加入者拡大の方策についてであります。昨年3月10日付の市政だよりを改めて読ませていただきました。加入者が少なく、電気事業者が投資効果を認めない不採算地域について、業者にかわり市が独自に国の交付金事業を活用し、本事業に着手するとあります。なお、市が整備した光ファイバーケーブル網は、電気通信事業者に有料で貸し出され、その賃貸料で維持管理費の大半が賄われるとありますが、加入者が少ない場合、賃貸料も入ってこないということになります。加入者拡大の方策についてどのような対応をしているのかお伺いいたします。

以上、4項目13点につき壇上よりの質問といたします。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで、再質問、要望等をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、社会保障と税の一体改革に関連してのご質問の第1点目、社会保障改革の方向性についてであります。まず、政府が示しております社会保障・税一体改革成案は、今後人口構成の変化が一層進んでいく社会にあっても、社会保障給付に係る安定財源を確保しつつ、公平、公正で、自助、共助、公助のバランスのとれた全世代対応型の受益を実感できる社会保障の実現を目指すもので、機能強化を確実に実施するとともに、持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた社会保障制度全般にわたる改革を行うこととしております。

浅利議員もご承知のとおり、こうした政府案の基本的な考えのもと、医療、介護、年金、就労促進などの各分野にわたり社会保障の充実と重点化、効率化の改革項目を示しており、特に社会保障については子育て、医療、介護などの多くが地方自治体を通じて提供されており、地方自治体の役割も極めて大きいことは言うまでもありません。したがって、この改革成案については、超高齢化社会、ひいては超人口減少社会の到来と財政の健全化と社会保障の機能強化のために社会保障の安定財源を確保しようという改革の意図するところは私も少なからず認識しております。しかしながら、この改革成案がまだ国策として確定していない以上、経済は生き物であるという古来からの定説、さらにはグローバル経済や金融の動静が日本経済や金融に大きな影響を及ぼすことを思料すればするほど、その効果と功罪が不透明であることから、現段階でこのことについて論評したり明言したりすることはなかなか難しいものがあります。無論増税の是非はともかくとして、富が都市に偏在するのではなく、地方にも再分配されること、言いかえれば社会保障の機能強化と機

能維持のため、給付水準に見合った財源が安定的に供給され、一定の社会保障制度が担保されることを切に願うものであります。

むつ市といたしましても、さまざまなりソースを活用し、その魅力を全国に発信し、有効な財源を引き寄せるような仕掛けを構築してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この改革成案の動向については、各方面にアンテナを張りながら冷静に注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、医療費抑制の観点から推進している療養病床の転換と削減についてであります。議員ご指摘のとおり、国では療養病床につきましては医療の必要度に応じた機能分担を推進しており、現在の療養病床に入院している患者さんを退院させず、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換し、介護療養病床を廃止する法案が既に成立しております。しかしながら、平成22年4月時点の介護療養型病床に関する厚生労働省の実態調査によりますと、今後の転換意向については未定の施設が全体の60%を占め、平成18年で約12万床あったベッド数が、平成23年2月時点で約8.3万床あり、介護療養病床からの転換が進んでいない現状となっていることから、法改正が行われ、これまでの政策方針を維持しつつ、現在稼働しているものについては6年間の転換期限延長を実施しております。

なお、むつ市においては現在介護療養型医療施設が1カ所あり、ベッド数を確保しておりますので、利用者への影響はさほど見られていないものの、今後は施設の意向と転換時期に合わせて療養病床削減分を介護保険事業計画に盛り込んでいかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第3点目、地域の実情に応じた

介護サービスの提供については、担当部長より答弁申し上げます。

次に、豪雪対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、今冬のむつ市の対応につきましては、担当部長よりご説明申し上げます。

次に、ご質問の2点目、除排雪業者等の確保についてですが、現在当市は除排雪路線延長に対して公共工事を請け負う建設業者の保有する除雪機械の台数が不足しているため、除排雪業務は建設業者だけでなく、一般貨物自動車運送事業の許可を受けている業者等にも委託しております。

除排雪業務における国の最近の動向として、地域維持型契約方式を採用する契約方法を採用しており、下北地域県民局や青森市でも試験的に導入、検討するようではありますが、地域維持型契約方式は、除雪と道路の維持管理等を一括で複数年にわたり契約するもので、受注者は地域事情に精通している建設業者となっております。

当市では、作業時間当たりの単価契約とし、除排雪業者ごとに随意契約により委託しておりますが、先ほど述べましたように、建設業者以外も除排雪業務を行っているため、地域維持型契約方式を採用いたしますと、建設業者以外は除外されることから、さらなる除排雪業者の減少を招くことが懸念されるため、当市にはなじまないものと考えております。

3点目、市民生活に重大な影響を及ぼす歩道確保についてのご質問にお答えいたします。冬期間の歩道確保につきましては、国道、県道、市道を問わず、市民生活には重要なものと認識しております。県または市が一元的に管理すべきではないかとのことですが、それぞれ管理する道路が定まっており、一元的な管理はできませんが、県と市ではスクラム除雪制度を活用して、機械の貸与を受け、ボランティアの方々とともに国・県道の歩

道除雪も行っておりますので、ご理解願います。

市におきましては、冬期間の歩行者空間の確保ということで、市で管理する歩道及び道路路肩部分の除雪について力を入れているところであります。今年度は、県でも特に歩道除雪に力を入れていただき、数回にわたり歩道を確保していただいております。ただ、余りにも降雪量が多く、せっかく歩道を確保しましても追いつけない状況にあります。今後とも議員ご指摘の区間を含めた国道、県道の歩道確保につきましては、これまで同様、道路管理者であります青森県へ機会あるごとに要望してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、4点目、倒壊や落雪で事故が懸念される空き家対策についてであります。複数の議員から同様の趣旨のご質問をいただいておりますので、答弁が重複することをご了承願います。

青森市のように、放置危険空き家の指定はしておりませんが、当市におきましても、空き家の倒壊や落雪による事故が懸念される場合は、緊急避難的な場合を除き、できる限りの手段で所有者を特定し、所有者が亡くなったり行方不明等の場合は親族や納税管理人等の調査を行い、その方に雪おろし、落雪防止、注意看板の設置、ロープを張るなどの措置を講じるようお願いしているところですので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、椴山地区に計画の産業廃棄物最終処分場についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の第1点目、計画の要旨と現在までの経緯についてであります。これにつきましては、担当部長より説明をいたします。

次に、ご質問の第2点目の東日本大震災で汚染された放射性物質混入の懸念についてであります。同震災をきっかけとした福島第一原子力発電所の事故により生じた放射性物質による汚染については、福島県を中心として東日本各地で確認さ

れております。また、当市におけるむつ運動公園野球場の事例など、汚染されたものが移動することにより、思いもよらない場所で放射性物質による汚染に係る問題が生じているのは議員ご懸念のとおりであります。持ち込まれるごみのうち、産業廃棄物につきましては、広域的な処理が行われているため、県外産業廃棄物を県内の処理施設で処理することがありますが、青森県では青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例を定め、県外から産業廃棄物を持ち込み県内の廃棄物処理施設で処分する場合には、青森県との事前協議制度を設けておりますことから、放射性物質に汚染された産業廃棄物が何の制限もなく搬入されることはないと考えております。

次に、一般廃棄物につきましては、他の自治体に所在する廃棄物処理施設でごみ処理を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき排出する自治体から処理施設が所在する自治体に対し事前に通知を行うことが義務づけられておりますことから、産業廃棄物と同様に議員ご懸念の放射性物質に汚染された廃棄物が事前の協議もなく搬入されることはないと考えております。

次に、ご質問の第3点目の県外のごみで下北の環境や観光資源が破壊されることの懸念についてであります。議員ご指摘のとおり、青森県にとって、また当市にとって下北半島の自然は重要な観光資源の一つでありますことから、県外から持ち込まれたごみにより、それらの貴重な資源が失われてしまわないよう取り組まなければならないことは当然のことと考えております。

また、この問題につきましては、椴山町内会などを中心として、椴山地区の国道沿いに建設反対を示すポスターや立て看板を掲示し、反対運動の機運を高めているところであり、市としても当市の豊かな自然環境を次世代へ確実に引き継がなければならないという我々の世代が負う義務を着実

に果たすためにも、反対の姿勢を表明しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、ブロードバンド基盤整備についての1点目、ブロードバンドサービスの理解について、また2点目の対象地域の整備状況と今後の対応については、担当部長から答弁いたします。

次に、3点目の加入者拡大の方策についてであります。ブロードバンド基盤整備によりインターネット利用環境が整ったことから、昨年8月には本庁舎及び川内庁舎において光ブロードバンド相談会を開催し、加入促進を図ったところでありますが、むつ下北地域の抱える課題として、高齢者世帯の割合が多く、インターネット等情報機器の利用度が低いという状況があり、その部分での普及が進まなければ加入者の拡大は難しいものと考えております。このため、インターネットや各種情報端末をサポートできる体制の整備や地域の指導的役割を担ってもらうリーダーの育成等、きめ細かな対応による利用拡大を図っていく必要があると考えております。

今後は、特にシニア世代や地域事業者向けの情報端末研修などを重点施策と位置づけ、指導者の確保等も踏まえながら、ブロードバンドサービスの普及を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） ご質問の第1点目、社会保障と税の一体改革に関連してのご質問のうち、要旨の第3点目、地域の実情に応じた介護サービスの提供について市長答弁に補足いたします。

浅利議員が着目しております24時間地域巡回型サービスは、住みなれた地域で介護サービスを受けながら安心して暮らし続けることを目指した今回の介護報酬改定の目玉となる国の施策の一つであり、在宅介護の推進に向けての大きな一歩であ

ると認識しております。したがって、在宅福祉の充実及び地域包括ケアシステムの構築並びに居住系サービスの充実を図ることについては、むつ市においても積極的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

しかしながら、24時間地域巡回型サービスにつきましては、夜間や早朝など、個々の生活スタイルに合わせて1日複数回サービスを受けることができるというメリットはありますものの、一方では事業所側にとっても、利用者側にとっても、相当のデメリットがあろうかと思えます。

まず、事業所側にとっては、採算面での不安があり、介護報酬が月額かつ定額であることから、遠距離のサービスが非効率的であり、割に合わないことが上げられます。ましてや青森県で最も行政面積の広いむつ市の場合、移動距離や移動時間を考えればなおさらですし、冬期間の移動は雪による交通手段への影響など、その問題を一層深刻にするものと考えられます。また、人材確保の面についても、夜間対応のオペレーターの配置、さらには夜間や早朝にサービスを担ってくれるマンパワーが確保できるかどうかという難題もあります。

一方、利用者側にとっては、介護従事者とはいえ、見知らぬ人間が自宅を訪れることへの不安がありますし、隣近所に対する気遣いも必要になります。また、毎回違うヘルパーが訪問することによる精神的な違和感、さらには介護者が夜間に立ち会わないとなれば、訪問時の合いかぎの取り扱いなど、セキュリティの問題も発生することになります。したがって、むつ市においては現行のサービス提供体制の効率強化を図ることが先決であると考えており、介護支援事業所において、在宅高齢者の実態把握と介護相談などを実施することで、個々の特性に応じた具体的な介護サービスの利用へとつなげております。

いずれにいたしましても、24時間地域巡回型サービスにつきましては、地域限定のサービス展開は可能だとしても、広域的なサービスとして展開するには事業所側が二の足を踏む事業内容でありますことから、むつ市の地域事情はもとより、介護報酬の動向と今後のニーズを見きわめたくうえで事業の促進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 豪雪対策の第1点目につきまして、市長答弁に補足説明をいたします。

今冬のむつ市の対応について、降雪量その他除排雪全般にわたる状況はどうなっているのかのご質問にお答えいたします。

今冬は、11月下旬より降雪があり、しばらく小康状態が続いておりましたが、12月24日から25日にかけての降雪により本格的な冬となりました。その後断続的な降雪が続き、1月13日に川内、脇野沢地区の積雪が1メートルを超えたことから、むつ市豪雪対策本部を設置しております。

なお、大規模な交通障害等が起きました2月1日から2日にかけての暴風雪では、むつ市金曲地区にあります気象観測所において観測不能状態ではありましたが、本庁舎駐車場において推定60センチを超える積雪であったと理解しております。この2月1日は、除雪作業に伴う重機のオペレーターが渋滞に巻き込まれて会社まで行けず、除雪機械が動かせないために除雪作業がおくれたという現象も起きております。

ことしの冬は、厳しい寒気が続いているために、降り続く雪が解けない状態で推移しており、今シーズンの最高積雪深は、2月27日9時現在では、脇野沢地区120センチメートル、むつ地区では106センチメートルを記録しております。

市におきます道路除排雪業務の対応といたしましては、その日の除雪担当職員が気象情報及び市

内巡回パトロールにより降雪状況等の確認をしており、道路除排雪計画書に基づき必要と判断した場合に、除排雪業者へ出動要請を行っております。休日につきましても、降雪の状況等により必要と判断した場合、登庁して同様の対応を行っております。

なお、苦情等に対しましては、夜間等勤務時間外でも常に庁舎の当直と連絡できる体制をとって対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 椴山地区に計画の産業廃棄物最終処分場についての第1点目、計画の要旨と現在までの経緯について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、第一環境株式会社による産業廃棄物最終処分場建設計画の概要についてでございますが、青森県環境影響評価条例に基づいて、昨年3月から1カ月間にわたり公告縦覧に供された同事業所に係る環境影響評価方法書において示されました建設計画の概要といたしましては、早掛沼北側の椴山地区へ面積16万平方メートル、埋立容量144万立方メートルの管理型産業廃棄物最終処分場を新たに建設し、主として首都圏で発生する燃え殻、廃油、汚泥、廃石綿などの産業廃棄物を海上輸送により運搬、大湊港真砂埠頭に陸揚げし、大型車により1日当たり50台分程度の廃棄物を同地に搬入し、供用開始後10年間にわたり埋立処分を行うものとなっております。

次に、現在までの経緯についてでございますが、青森県環境影響評価条例に基づいた環境影響評価方法書の縦覧終了後、同条例の手續に沿って5月20日付でむつ市として青森県に対して環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見を提出してございます。その後青森県では、青森県環境影響評価審査会を開催し、審査会の意見や市

町村からの意見等を勘案し、平成23年7月22日付で第一環境株式会社に対し、方法書に対する環境の保全の見地からの青森県知事意見を通知し、その内容について青森県のホームページに公表したところでございます。その後事業者である第一環境株式会社では、知事意見を受け、必要に応じて方法書の修正を行ったうえで、青森県環境影響評価技術指針で定めるところにより、既存文献等の調査、現地調査などを行いながら環境影響評価を実施していくこととなっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ブロードバンド基盤整備について、市長答弁に補足させていただきます。

まず、ブロードバンドサービスとは何かということについてでございますけれども、ブロードバンドとは、ブロードという単語とバンドという単語の複合語でございます。直訳いたしますと、広い周波数帯域となります。データをやりとりするための道幅が広い、つまり通信速度が速いというような意味と考えていただければよろしいかと思っております。主に光通信やケーブルテレビといった高速通信回線を意味しております。したがって、ブロードバンドサービスとは、高速での情報伝達を可能とすることで現実の距離間が縮められ、情報化社会という枠組みの中で地域間格差を是正し、住民の生活向上はもとより、地域経済の活性化、医療、福祉、教育分野での利活用など、多岐にわたる発展に寄与するものでございます。

次に、2点目の対象地域の整備状況と今後の対応についてでございますが、議員ご承知のとおり、平成22年度に実施いたしましたブロードバンド基盤整備事業によりまして、田名部、大湊地区以外のブロードバンド未整備地区でありました関根地区、近川地区、大畑地区、川内地区、脇野沢地区、

宿野部地区、湯野川地区に総延長約220キロメートルの光ファイバーケーブルを敷設したことで、高速通信回線を利用した各種サービスの恩恵を受けることができる環境が整ったところでございます。

これにより昨年4月1日からは、敷設しました光ファイバー網を電気通信事業者に貸し出すことで高速通信回線によりますインターネットサービス、光電話サービス、家庭内無線LAN、さらには各種専用ビデオチャンネルが視聴可能となる光テレビサービスなど、整備地域にお住まいの皆様には多様なブロードバンドサービスの利用が可能となっております。

既に電気通信事業者により光ファイバー網が敷設されておりました田名部、大湊地区におきましては、一部未整備地区が残っており、この部分につきましては電気通信事業者が光ファイバーを敷設する予定となっておりますが、電気通信事業者を確認しましたところ、昨年発生いたしました東日本大震災により、この未整備地区の工事については無期限延期となっており、また現時点では未整備地区からの問い合わせや申し込みがないことから、積極的な整備拡大の予定はないとこのことでございます。ただ、相応の申し込みがあれば対応するとの情報を得ておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず1点目の社会保障関連ですけれども、社会保障改革の方向性につきまして、大体わかりましたが、今回の改革大綱は、全体として医療、介護と弱い立場のところにつぎ込んでいるように思います。急激な高齢化社会の伸長で社会保障改革が待たないは理解できるものでありますけれども、いろいろ新聞等にもあります、その前にやる

改革はまだまだあるのではないかということなの
ですけれども、それは後回しにして、取りやすい
ところの消費税増税というのはどうかというよう
な感じもいたします。

この消費税というのは、金持ちも貧乏人も同じ
く金を払い、低所得者に負担が重くなる逆進性
という性格の税金ということでいろいろ論評され
ておりますので、私もそこら辺について異論があ
るのですが、そのことについてはどうお考えにな
るでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 何か国会周辺での議論み
たいな形でございまして、非常に難しい問題があ
ろうかと思えます。あくまでも私見の部分もあり
ますので、この部分においてはお許しをいただき
たいと、このように思います。

まず、国策として確定していないこの税制措置
というふうなことでありますので、軽々に申し上
げることはできませんけれども、さまざまな報道、
またさまざまな経済学者、さまざまな社会学者等
の、それはすべて網羅しているわけではないので
ありますけれども、私もまた一部聞きかじった部
分しかありませんけれども、私は増税のみでこの
財政再建は不可能であるというふうな、この部分
についてはある学者が唱えておりますけれども、
その部分には賛同している部分があります。やは
りこれは少なくとも年3%の名目成長率が達成で
きなれば安定的な政府の債務管理は困難である
と、この方は唱えております。この名目成長率と
いうのは、実質成長率にインフレ率を加えた形が
名目成長率だそうでございます。こういうふうな
状況、今デフレでございまして。今、日銀はさま
ざまな手当てをしておりますけれども、インフレ
ターゲットとかというさまざまなそういうような
言葉が飛び交っておりますけれども、まだまだこ
のデフレの状態の中で消費税を上げて果たしてい

のかというふうな部分、これもやはり今逆進性、
そういうふうな部分で、この部分もあろうかと思
います。所得税や法人税、これも減収、経済的に
は非常に内需が停滞をしてくるわけでございま
す。そういう意味では、所得税、法人税減収にな
っていくと。そして、ますますデフレスパイラル
になっていってデフレから脱却できないというふ
うな、そういうふうなことになっていくわけでご
ざいますので、そういうふうなところで果たして
いいのかと。先ほど浅利議員のお話のように、ま
だやることがあるのではないかというふうな議論
があることも承知をいたしております。

そういうふうなことで、消費税の議論につきま
しては、確実に膨張が避けられない社会保障費と、
これリンクした財源論であるということは世論調
査なんかでもかなり国民のある部分においての賛
同は、何となく消費税、これ仕方ない、やむを得
ないのではないかというふうな、そういうふうな
世論の傾向、これが調査の結果出ておりますけ
れども、その前に何かやらなければいけないだろ
うというふうな議論が多く出されている、これもあ
るわけでございまして、そういうふうな形の中
で財源論をただちに消費税というふうなこと、こ
れを結びつけるというのは、私見でございませ
けれども、まだ時期が早いのではないかと。やはり
先ほど壇上でもお話をいたしましたように、経済
、金融というのは生き物でございまして、経済
的な部分、今名目成長率のお話をいたしましたけ
れども、実質成長率、そしてプラスインフレ率とい
うふうな中で、このインフレ、今これ誘導してい
くという形が金融の部分でありますけれども、そ
ういうふうなところ、マクロ的な考え方の中で、
単にこの財政危機というふうな形の中で、単純に
これを増税というふうなことに向けていくという
ふうなことは、ちょっと私、私見でございませ
けれども、こういうふうなところはまだ、もうちょ

つと国民間の議論、そしてまた代表であります政府与野党の議論、こういうふうなものの推移を見守っていかなければいけないだろうと、こういうふうに思っております。

ただ、ギリシャの問題がよくありますけれども、また学者によっては、まだまだ日本はギリシャとは違うのだよというふうな議論があることも承知しております。つまりこの債務、この部分においては、国内債務は90%だったでしょうか、国内債務で日本人の債務である。ギリシャは国外の債務である。こういうふうなもの、そういうふうな考え方も示している学者、学説もあるということ。さまざまな形の中で、複眼的な見方でこの議論を進めていかなければいけないのではないかと、このように思っております。

答えになりませんが、そういうことでございます。感想を述べさせていただきました。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ご高説ありがとうございます。

次に、時間が押し迫っておりますので、ちょっとはしょっていきますけれども、社会保障関係で地域の実情に応じた介護サービスの提供についてでありますけれども、24時間地域巡回型サービスについては、大体ご説明いただきました。地域限定型の方向でいくというようなことでありましたので、よくそこら辺を検討していただきたいと思っております。

それで、今回の改定の中で在宅を中心にした介護サービスに移行するという事になると、ヘルパーとか職員の人たちの確保が急務だと思うのですけれども、この職域は低賃金だとか重労働というものの代表的な職場なのです。これに対しての待遇改善というのはどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 浅利議員の地域の実情に応じた介護サービス提供についての再質問にお答えいたします。

まずは、現行の待遇改善にかかわる交付金制度についてご説明いたしますと、介護サービス事業者から都道府県への申請をし、承認されることによって、国保連よりそれぞれの事業所に直接介護職員処遇改善交付金の支払いがされております。この交付金の内容は、一定の要件はもとより、各事業所で従事する職員の経験年齢や資格といった、いわゆるキャリアパス要件を加え、これらの要件の適合状況に応じて交付金が支払われることになっております。また、このたびの介護報酬の改定においては、介護職員処遇改善加算も新たに創設されており、各介護保険サービスごとに平均4%の加算が上乘せされ、実質的には介護職員等の報酬へ加味されることとなります。

ただし、この加算については、次期介護報酬改定の平成26年度末が期限となっており、3年後には介護報酬本体に組み入れる方向となっております。したがって、待遇改善という意味では介護職員処遇改善交付金の交付と今回の介護報酬改定に伴う介護職員処遇改善加算が創設されたことにより、介護職の人材確保、離職防止のための一定の措置が講じられているものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、豪雪対策についてに移りたいと思いません。

先ほど来ご説明いただきまして、私率直に感じたことが、市の担当職員がいろんな対応、特に2月1日以降の対応につきましては、本当に昼夜問わず市内巡回だとか、業者への出勤要請だとか、市民の苦情対応等に忙殺されておまして、この体制で大丈夫かなと、もうちょっと増強するとか、

何かそういう体制が必要ではないかなどと実際感じたのですけれども、一生懸命やっていることについては、改めて再度感謝を申し上げます。

それで、これから春の雪、きのうも雪が降りました、またこれから春の雪がどさっと来ることとなりますので、雪解けの除排雪、これについては意を用いてもらいたいと思います。これは要望しておきます。

次に、業者の確保についてですけれども、なかなか県とか青森市とかがやっているのとは、むつ市は現状なかなか合わない、当分はそういうことはしないという方向で回答いただきました。ただし、これから業者がどんどん撤退することも予想されますので、そういう場合、市民生活に支障を来さないような契約方式もこれから検討すべきではないかと思っておりますので、これは要望として言っておきます。

1点だけ、町内いろんな地域で除雪のばらつきがあるとよく言われるのです、うまい、下手。これを例えば契約のときに、除雪オペレーターの経験年数何年とか、そういうことまで、これ踏み込んで契約できるのでしょうか。ちょっとその件をお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） ただいまのご質問でございますが、契約時においてオペレーターの経験年数等は、考慮はしてございません。確におっしゃいますように、運転技術の問題でございますので、我々も車の免許を取ったときには経験あるわけですが、最初何年かはやはりそれはなかなかうまくいかないというものも確かにございます。しかしながら、基本的なレベルに達した方々ばかりがやっている業務でございますので、その辺は信用しておりますし、そういうお願いも逆に行っているわけです。

今後ですけれども、我々としまして、いろん

な面で反省すべき点、さまざまあるわけですが、業者さんにもお願いする部分があるわけです。そういうものを加味しまして、これは私どもだけの考えになっておるわけでございますけれども、例えば建設業界さんとタイアップした講習会を開くとか、それは冬の前ですけれども、そういうもので、こういうときにはどうしようとか、そういうのを検討する場を持ちたいなど、このように思っておりますので、ご理解賜ればと思います。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。いろいろあるのですけれども、ちょっと時間が押し迫ってきました。

あと、豪雪対策の中の倒壊や落雪、この件で、全国的にも廃屋空き家対策検討会だとか、空き家等適正管理条例だとかと自治体でもどんどんいろいろ積極的に踏み込んでいる自治体もありますので、むつ市もそこら辺を、法的なものがあるということは当然わかっておりますけれども、積極的な条例等をつくって、踏み込んでいってほしいと思います。

それで、これは質問しようと思いましたがけれども、一応要望しておきます。いろいろ空き家とかあるところに、落雪だとかなんとかといろいろ危ないところが多々あるのです。それで、そういうところに冬期間だけ、「頭上注意」だとか、「落雪に注意」とか、そういう標示を立てるということをぜひやっていただきたいと、これは要望しておきます。

○議長（山本留義） 浅利議員、時間になりましたので。

○14番（浅利竹二郎） 時間来た。それでは、1点だけ。

椴山地区の件なのですけれども、これは大体わかりました。ところが、椴山地区のあれに、隣に

自衛隊の基地があるのです、通信施設があるのですけれども、これで通信障害だとか、あとあそこはたしか地下水使っているのです。そういうことで、事前に調整とか何かはしているのでしょうか、その点1点だけお尋ねします。

○議長（山本留義） 民生部長、簡潔にお願いします。

○民生部長（奥川清次郎） まとめますと、施設を管理する海上自衛隊に対して、計画を説明して、そのうえで施設への影響について、さらに聞き取り調査を行ったうえで、業者に対しましては環境影響評価を実施するようにと、こういう意見を付して青森県知事に提出してございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 1 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎大瀧次男議員

○議長（山本留義） 次は、大瀧次男議員の登壇を求めます。18番大瀧次男議員。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） おはようございます。一心クラブ所属の大瀧次男でございます。むつ市議会第211回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

初めに、これまで経験したことのない昨年12月から降り続いた雪により、除排雪作業でお疲れの市民の皆様には心よりお見舞いを申し上げますと同時に、昼夜にわたり除排雪作業に追われた業者の

皆様のご苦勞に対し敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

昨年の3月11日、東日本大震災の瓦れき処理も思うように進まず、また福島第一原子力発電所事故の収束の見通しも立たない現況は、私たちにとっても他人事ではなく、東通原子力発電所の再稼働の見通しも立たず、大間原子力発電所、東京電力東通原子力発電所の工事は中断されたままであります。むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設だけは、工事再開の見通しが立ちましたが、原子力利用の方向性がこの先どうなっていくのか予測がつかねる状態が続いております。この原子力施設工事の影響を受けて、当地域の現況は非常に厳しく、地域経済の損失は被災地にも劣らない大きなものとなっております。

こうした状況下で、地域を守るための努力は私ども市議会議員にも求められて当然のことであり、私は信条として掲げている勇気を持って決断し、実行することを旨とし一般質問をいたしますので、市長並びに理事者におかれましては、ご理解のうえ、誠意ある前向きなご答弁をお願い申し上げます。

さて、この1月30日、国立社会保障・人口問題研究所が将来推計人口を発表しておりますが、内容は現在の人口1億2,000万人強が48年後の2060年には8,674万人と、3割減少すると予測をしております。むつ市においては、さきの都市計画策定見直しの際に、20年後には4万2,000人と、全国よりも2倍以上も速く、3割の人口減となる試算も示されております。

市内では、脇野沢地区で既に2,000人を割り、大畑地区では8,000人を割るのは時間の問題となっております。単純に考えると、人のいなくなったところには空き家がふえることとなります。このたびの大雪による危険、年間を通して防犯上の問題等あるとはいえ、個人の所有財産であります

ので勝手に手をつけるわけにはいかず、地方都市においては、その対応が全国的課題となってきました。

このような状況を踏まえながら、通告順に質問をしております。

質問の第1点目は、雪対策についてお伺いをいたします。雪対策については、既に5人の同僚議員が質問をしておりますので、なるべく重複を避け質問をいたします。

1番目は、融雪溝の整備についてであります。市内には既に一般流水溝として整備が進んでいる側溝がたくさんあります。一部流水のある箇所では融雪溝としても利用されているところもありますが、せっかく整備された側溝でありながら、水の流れが眠っている箇所もかなり多くあります。これらの側溝に融雪機能を持たせるために水源を確保し、水の流れを呼ぶ活用を図るべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

さらに、田名部地区の繁華街であるふれあい通りの状況を見ますと、除雪機を使えない狭い道幅のせいもありますが、踏み固められただけで傾斜があり、凍結をしており、歩行するのに難儀な道路となっております。こうした飲食街に足を運ぶお客さんは、景況を左右する貴重な存在でありますので、安心して飲食ができ、転倒によるけがなどを避けるためにも融雪溝の整備などの市主導による除雪対応をすべきではないかと思っておりますので、あわせてご所見をお伺いいたします。

空き家対策、高齢者世帯については、質問がさきの議員と重複しますので、割愛をさせていただきます。

次に、除排雪作業の特殊車両への対応についてであります。今除排雪作業の委託を受けている業界では、公共事業の減少により作業車であるダンプカーや重機類の保有台数が少なくなって、仕事があればリースに頼る場面が多くなっているの

が実情であります。タイヤショベルやロータリー車などの除雪専門の特殊車両の保有まで手が回らないのが現状だろうと思います。このような季節的に限定される特殊車両については、市が所有し貸与する形でなければ業者負担が大きく、今後の除排雪作業にも支障を来すおそれが生じかねませんので、この件についてもご所見をお伺いいたします。

あわせて、ことしの雪は捨て場の確保に追われ、特に旧市街地の除雪作業に影響を与えたと理解しておりますが、大雪に備えた雪捨て場の確保について、作業効率の面からも市街地に近い休耕地などの利用をお願いするとか、事前の確保が必要と考えますが、今後の対応についてもあわせてお伺いをいたします。

次に、2点目の景気雇用状況と対策についてお伺いをいたします。さきに申し述べたように、市内定住人口の減少が顕著になっていることは、いかに観光客の誘致など交流人口をふやすとしても限界があります。地域経済の崩壊を招きかねない厳しい現況にあると懸念を持つものであります。

加えて、大間原子力発電所、東京電力東通原子力発電所の建設工事が中断され、原子力関連施設の今後の展開が予断を許さない状況にある中、工事関係者がいなくなり、ホテル、アパート、食料店、飲食店、建材店などの市内における経済的打撃は大きなものがあります。

地域を代表する第1次産業である農業は、TPPの影響が懸念され、林業では依然として外材の輸入の前に太刀打ちする力が弱く、価格低迷が続く、漁業においてはイカ、ホタテ、タラなどの漁獲量の減少、価格の低迷や福島第一原子力発電所事故の影響による海外への輸出量の減少など振るわず、個人の消費もかなり落ち込んでいる状況にあります。

また、国家公務員の給料は7.8%削減が決まり、

地方公務員については各自治体の判断にゆだねるとの政府見解が出されていますが、市長以下職員の給料が抑えられているむつ市では、減俸を実施すれば、さらなる消費落ち込みが容易に想定されます。私は、市職員の減俸は行うべきでないと考えておりますが、このまま手をこまねいては、地域経済は本当に崩壊することになります。

さらに、ハローワークむつで見える有効求人倍率は、平成23年12月期で0.36となっておりますが、パートを除く一般では0.02と全国で最も低い青森県内の中でも半分にも及ばない低い内容となっております。内訳では、福祉施設関係に偏りが見られ、適性、希望に沿えない厳しいものがあります。私は、定住人口の減少を防ぐには、何としても雇用の場の確保に優先して取り組むことが必要であるとの考えに立ち、質問をいたします。

まず第1として、ハローワークむつ管内の高卒、大卒者の現在の就職内定率はどうなっているのか。第2として、管内の一般を含めた求人、求職の状況と就職率の状況についてお伺いをいたします。

次に、雇用の場の確保として企業誘致がありますが、製造業の海外流出が進む中で、本州最北端に位置することは、観光には使えるものの、企業の進出には厳しい環境にあると言わざるを得ません。企業誘致は現段階では現実性がなく、せっかく市長が努力しても、効果を出すことは至難のわざであろうと思います。その対応として、働く場をふやすための企業を起こすことが欠かせないと、商工団体などは新たに起こす企業の啓発を図り、専門家による講演会や研修会などの機会を多く持っていますが、資本力を持たない個人や企業では容易に企業を立ち上げることができないのが現実だろうと思います。

そこで、例えば伐期を迎えながら価格低迷に悩む杉材の間伐材なども活用するチップ燃料工場と

か風力発電の立地などがありますが、これらを含め、就労の場を広げるために具体的に企業誘致など行政として検討あるいは取り組んでいるものももしありましたらお伺いをいたします。

次に、電源三法交付金による電気料金還元策の取り組みについてお伺いをいたします。既に申し上げたとおり、雇用の場の確保、景況の底上げは喫緊の課題となっております。市では、平成15年に1度だけ電源三法交付金のうちの原子力発電施設等周辺地域交付金を一般家庭へ還元しただけで、前後数年にわたり市の財政運営に充てていますが、昨年の上市長選挙の際に市長は、市民への還元に向き姿勢を示しております。市長の手腕によるところの赤字解消が円滑実現したところでもあり、還元への期待を大きくしているところでもございます。

3月11日、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、多くの電源三法交付金を受けながら、住民の多くが直接的恩恵を実感していないことが浮き彫りになり、日ごろの原子力施設と住民のつながり、協働のコミュニケーションがいかに大切かを実感させられました。厳しい世相の中、市民の理解を深めるためにも、雇用の広がりを目指すためにも一般家庭はもちろんのこと、事業所も含めこの交付金の還元を実現すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 大瀧議員のご質問にお答えいたします。

まず、雪対策についての第1点目、融雪溝の整備についてですが、現在ある普通の側溝を融雪溝へかえる考えはないかとのことにつきましては、融雪溝にするためには、まず水源の確保が必要となります。そのためには、井戸を掘るか、川から

の流水を活用することとなります。また、現在ある側溝を融雪用の側溝へ入れかえる等の抜本的な整備が必要となり、多額の費用もかかることから難しいものと考えております。

融雪溝に水が流れていないところがあるとのことですが、構造の違いによるものと思われまます。融雪溝には、流雪溝と消融雪溝の2種類があり、多量の水を流して雪を処理する流雪溝に対し、消融雪溝は少量の水を使い、水をためて雪を解かしていくものであります。これは、水の確保が難しく流雪溝として機能できるくらいの水量がないためであります。むつ地区の融雪溝は、すべてこのタイプとなっており、雪を解かしながら次のエリアに進むというシステムですので、側溝の中を常に水が流れている状態にはありませんことをご理解賜りたいと存じます。

その他のご質問については、担当からご説明を申し上げます。

雪対策の2点目、空き家対策についてと、3点目の高齢者世帯などの除雪対応について、この部分のご質問が割愛されましたので、答弁も割愛させていただきます。

4点目の除排雪作業の特殊車両への対応についてであります。国の政策上、コンクリートから人へということで、昨今国全体の公共事業の状況はかなり厳しくなっております。当然当市においても市や県の公共事業が影響を受けてきており、補助金の締めつけも厳しくなっております。議員ご指摘のとおり、公共事業の減少とともに、建設機械を手放す事業者も出てきているようであります。

市といたしましては、今現在も19台の市の所有する重機を除雪用に貸し出ししております。また、平成24年度の予算にも計上しておりますが、路側等の除雪用に小型ロータリー車1台と小型のショベル1台を購入し、除排雪業者へ貸し出すことと

しております。今後とも必要な除雪機械の種類や台数を見きわめ、重機購入を進めてまいりたいと考えております。

雪堆積場の確保につきましては、ことしはこの豪雪により雪堆積場が不足して大変だろうということで、むつ地区の中心部や周辺地域の貴重で広大な用地を地権者の皆様のご厚意により無償でお貸しいただいております。この場をおかりいたしまして、心から感謝申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。

むつ地区では、雪堆積場は昨年3カ所であったものが、ことしは14カ所にもなっております。この14カ所をもってしても、かなり雪の堆積量が多く、既に満杯になったところもあり、今後の降雪状況を心配しているところであります。

予算審査でおわかりのとおり、平成24年度におきましては、大湊地区桜木町の財務省用地を購入いたしますが、田名部地区にはまだ雪堆積場は確保できておりません。ことしの豪雪状況を踏まえ、各地区のポイントに雪堆積場の確保が重要となっております。今後は、ぜひ田名部地区へも設置したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、管内の景気雇用状況と対策についてお答えいたします。まず初めに、県内の景況は昨年3月の東日本大震災による電力供給の制限や原子力災害の影響から依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しの動きが見られ、生産活動及び個人消費についても低調ながら持ち直しの動きが見られているとされておりますが、当市を含む地区景況は一進一退の状況が続き、いまだに経営環境が好転する兆しがうかがわれないとされており、厳しい状況が続くものと予想されます。

ご質問の第1点目、新卒者の求職と求人者の実態についてであります。1月末現在、むつ管内の高等学校卒業者の一般企業への就職希望者の内

定状況ですが、全体の内定率は86.1%、県内が76.5%で、うちむつ管内が68.7%、県外が95.8%となっており、未就職者は13.9%となっております。

また、大学卒業者等の管内求人状況は、市内に大学がございませんので、内定率は把握しておりませんが、市内事業者側からの求人は、昨年度は8事業者10名、今年度は1月末現在で10事業者13名と伺っております。

次に、むつ管内の一般を含めた求人、求職の状況と就職率の状況についてであります。議員ご発言のとおり、有効求人倍率につきましては、青森県は沖縄県に次ぐ低さとなっております。また、むつ管内の1月期の有効求人倍率は0.33倍で、県内9管内中、第7番目であり、就職率は20.2%で県内でも低いレベルと伺っており、厳しい状況であることに変わりはありません。

このような中、市長就任以来絶えず企業誘致の可能性を探ってまいりましたが、全国的な景気の低迷や企業の海外への立地展開等の停滞など、厳しい状況が長期化し、最近5カ年の誘致企業件数は1件の実績にとどまっております。しかし、企業誘致は地域経済の活性化と即効性のある雇用機会の拡大策として今後とも継続する必要があると認識しており、今年度も関西方面への企業訪問を実施してまいったところであります。

平成24年度におきましては、これまでの取り組みを継続するほか、電源地域振興センターが実施しております企業誘致支援サービス事業により、全国の企業に対し同センターが実施する企業訪問やホームページへの情報掲載、アンケート事業等でむつ市の遊休工業団地や優遇制度、地域の魅力等を紹介し、PRするといった誘致活動にも取り組むこととしております。さらに、下北・むつ市企業連携協議会との連携を強化しながら、地元企業の技術力向上や受注発注取引の拡大につなげて

まいりたいと考えております。

また、具体的な雇用対策といたしましては、国の交付金を活用した緊急雇用創出事業等で今年度は242人を雇用し、市単独の雇用対策では窓口サービス専門員配置事業として11人を雇用しております。来年度の緊急雇用創出事業は、内容が一部見直され、22名の雇用となりましたが、従来の市単独事業に加え、観光案内人配置事業や小中一貫教育推進事業など、引き続き23人を雇用することとしております。いずれにいたしましても、市単独では限界がございますので、引き続き関係機関と連携を図りながら、地元雇用に結びつくよう事業者の方々への支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、電源三法交付金による電気料金還元策の取り組みについてのご質問にお答えいたします。この件につきましては、昨年11月開会のむつ市議会第210回定例会において、大瀧議員の一般質問に対しまして、ご答弁申し上げたところではありますが、電源三法交付金は自主財源に乏しい本市にとりまして、財政運営上極めて重要な財源の一つとして位置づけ、これまでに各種事務事業に充当し、市民の皆様がじかに交付金のメリットを享受できるよう機会の拡大を図りながら、有効活用を努めておるところであります。

また、平成22年度決算において黒字に転換することができたのは、交付金による一般財源振りかえ効果の影響も大きな要因の一つであったものと思っております。

議員ご質問の交付金による電気料金還元事業につきましては、昨年より担当部局に可能性の検討について指示をしており、実施するとした場合の事務的な手順等について関係機関との協議を行っておるところでありますので、それが実現できれば、間接的にはありますが、企業等の雇用促進に対する支援や地域経済への刺激に結びつく要素

にもなるものと考えておるところであります。

しかしながら、昨年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を契機として、国の原子力政策の見直し等が議論され始めたことに関連し、審議が再開された国の原子力政策大綱の内容が明確に示されなければ原子力政策の行方や交付金制度そのものも今後現状のまま維持されるのかどうか、現時点ではいまだ不透明な状況にあります。

また、財政運営上の観点から申し上げますと、原子力関連施設の建設や交付金制度が現行どおり継続されたとしても、交付金の額は平成25年度をピークとして段階的に減少していくこととなり、平成31年度においては、平成24年度の交付見込額に比べ、およそ10億円の減収が予測されますことから、持続可能な財政運営を確かなものとするためにも、中長期的な視野に立ち、今後の財政状況の推移等を踏まえたうえで慎重な対応が求められるところでもあります。したがって、議員ご質問の電気料金還元事業の検討につきましては、事務レベルにおいて着手はいたしておりますものの、実施に関しましては原子力政策大綱の内容等も勘案しながら、方向性を見出してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 雪対策について、市長答弁に補足説明いたします。

ふれあい通りに融雪溝設置できないかのご質問でございますが、この通りは市が管理する法定外の道路であり、かつて排水状況が悪いことから、側溝を整備した経緯がございます。確かに冬期間は路面が凍りつき、危険な状態になっておりますし、またことしの豪雪でかなり雪が積もっております。例年周辺の飲食店の方々のご協力によりまして除排雪が行われておりますが、ことしは特に積雪が多いため小型除雪機を貸し出し、除排雪

をしていただいたところでもあります。このことは、新聞紙上でも紹介されておりました。

融雪溝の設置につきましては、何分通路の幅が狭いうえ、お店の看板が林立していることから、工事用の重機が入れない状況にあります。したがって、氷や雪の対策といたしましては、凍結防止剤、塩化カルシウムの散布により対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 簡潔丁寧なご答弁ありがとうございました。順序が逆になりますけれども、初めに電源三法交付金による電気料金還元の取り組みについて、再度お尋ねをしたいと思います。

先ほど市長の答弁では、事務的検討をしている、そしてまた原子力政策大綱、これから原子力行政がどうなるかというようなご答弁でしたけれども、今原子力行政の変化で、交付金その他が先行き不透明だというお話でございますが、今このむつ市に建設中の中間貯蔵施設ですけれども、これはどのような形になっても重要な施設でございます。現在の交付金、このまま維持するのはもちろんですけれども、これまで以上に交付金をふやすと、そういう形の取り組み、交渉努力も、これは市長の仕事になると思いますが、こういう面では、市長、どう思いますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま中間貯蔵施設に対しての大瀧議員のお考え、示されました。これ重要であるというふうなこと。これは、今年の東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故前と事故後というふうなことでは、重要性は全く変わっていないと、ますますもってこの重要性というのは増したのではないかというふうなところ、これは考えを同じくしているところでございます。

その部分において、交付金の増額というふうな

ことは、現行の制度の中ではなかなかこれは厳しいものがあるわけでございます。これも算定式がございまして、その形の中でこの形が続いていけばいいなど、こういうふうな思いをしております。ただ、この重要性を増したというふうなこと、これがどういうふうな形でそれに算定され得るのかどうか、これは研究する余地があるのではないかと、このように思っております。ただ、その重要性というのは数値化できるのかどうかというふうなこと、これもやはり研究の余地があるのではないかとこのように思いますけれども、私はさまざまな関係機関等には重要性は変わらないし、増しているというふうなことをお話し続けておりますので、この部分についてその重要性の部分、必要性の部分、こういうふうなところが数値化して表現できるのかどうか、これは研究はさせていただきたい、このように思います。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 今市長言うとおりの、非常に重要性、確かに重要だと思えます。これからいろんな形でどういう原子力行政になっていくかという形の中で、どういう形になっても、この中間貯蔵施設というのは必要ですので、ぜひその分では市長に頑張ってくださいと。

それで、今までこの交付金については、先ほども言いましたけれども、平成15年に1回だけ1世帯当たり年間9,800円、事業所には1キロワット当たり2,470円を還元したというだけにとどまっております。そしてまた、いろいろな議論の中で使い道についてはインフラ整備のおくれている当地域において、公共施設とかいろいろなもの、そういうものに使うというのは十分理解をしております。そして、最近では赤字解消のために公共施設の管理とか運営費に使われているというのも、これまた理解するところでありましてけれども、先ほども市長のお話にありましたように、昨年赤字を

解消したと。市長初め職員の皆さんの努力でなされました。そしてまた市役所の移転、第三田名部小学校、川内小学校の大きな事業の整備がある程度整っております。そういう観点から、やはり私たち住民、ひたすら地域の発展を願い、自分たちの生活が少しでもよくなることを願って、この原子力事業に協力し、ある意味では危険を負担していることもあります。地域住民の皆さんに直接的恩恵を与えるやはり電気料金還元、これは今必要ではないでしょうか。

そしてもう一つは、企業に対してもやはりこの不況の中、そしてまた天候不順ということで第1次産業、製造業まで厳しい環境にあります。リストラを強いられている企業もあると聞いております。私の友達で水産業をやっておりますけれども、やはり電気料金、水道料金、すごく負担が大きいと。人出が足りないのだけれども、人出をふやせない。自分の給料は明細書だけで、中身がないと。従業員の給料、そして支払いに回さなければならぬというような事業者もおります。そういう観点の中で、やはり事業所に対しても幾らかでも電気料金を還元し、そして雇用をふやすというような、この施策ができないか。もう一度市長から、その点についてお伺いをいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大瀧議員のお話、これは本当に説得力のあるお話でございます。この部分については私も賛同をしたいと、このように思います。つまり個人の部分、家庭の部分にこの電気料金を還元する。本当にその部分では中間貯蔵施設を初め、この交付金は中間貯蔵施設だけではなく隣接の東北電力東通原子力発電所、そしてまた着工いたしました東京電力の原子力発電所、そしてまた大間原子力発電所、そしてまた六ヶ所村にありますサイクル事業と、こういうふうな形の各施設の隣接の部分、隣々接の部分、また本市は立地と

いうふうなことでトータルとしての金額が約30億円くらいちょうだいをしているわけでございますけれども、この部分において一つの考え方としては、私は大瀧議員の各家庭に還元をすると、そして企業に還元をして、そしてこの部分で、つまり企業においては競争力を持たせる、そしてここにいる企業を育てていく、大きくして支えていくというふうなことで雇用を確保できるだろうと、この考え方は全く同じでございます。昨年の7月の市長選挙の際に電気料還元を検討するというふうな形で公約の一つに上げさせていただきました。そして、当選をさせていただき、検討を事務方にさせました。させていただきます。

この部分で、ただ一方ではその交付金制度が非常にまだ先行きが、この原子力政策大綱、この部分を見きわめなければ、先ほど壇上でもお話をしましたように、見きわめた中で判断をしていかなければいけない。そして、平成22年度、1年前倒しで赤字は解消したものの、この大雪で平成23年度はどうも赤字へ転落が必至な状況でございます。そういうふうなことで、さまざまな状況を判断した中で対応していかなければいけないだろうと。

平成15年、1年間この電気料、各家庭に九千数百円、電気料が還元されました。これらも1年だけというふうなことでございました。当時私も議員でございまして、赤字の解消というふうなこともありますし、またさまざまな事業展開をしていかなければいけないというふうなことで、この1年で済んでしまったわけでございますけれども、私としては1年だけではなくて、これは恒久的というふうなことはなかなか厳しいと思いますけれども、例えば2年とか3年とかと、こういうふうなスパンの中で何とか還元ができないのかというふうな思いをいたしております。つまりそのためには、やはり持続可能な財政、これが確立されな

ければなかなか厳しいものがあると。1年間だけその電気料を還元して、そういうふうな形は私はできたら避けたいと。これが何億円か、この還元を検討させていただきますけれども、この部分で例えば数億円を3カ年でやると、もう10億円を超えるわけでございます。そういうふうなものを例えば還元しても、さまざまな形の行財政運営に、それが悪影響を及ぼさないのかと、こういうふうなこと、そういうふうなところまで見据えた中で計画的にこれは還元をしていかなければいけないというふうなこと。つまり前向きな姿勢、この部分については私は常に持っております。これは、私の公約の中の一つでありますので、1年間還元したということで、私は満足するかもわかりませんが、還元されたほうは果たしてそうかなと、こういうふうな思いがあります。国際協力を果たしていかなければいけない企業もあるわけでございます。そういうふうなところも視野に入れつつ、そういうふうな選択をしていきたいなと、こういうふうな今のところ思っておるところでございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 持続可能な財政計画が必要だというようなことですが、今市内の企業は逆に借金をしなければなかなか難しいと。でもなかなか銀行が貸してくれない。土地を売る、物を売って、それでもなおかつ足りない、自主廃業という形の企業もあります。そういう中で、市役所だけが赤字を解消すればいいというのではなく、私はここでは少し借金をしても、この景気を回復させることを優先すべき今時期ではないかなと、このように思っております。

宮下市長、私は歴代市長の中では一番市民に信頼されている市長だと、このように思っております。その市長が今の現況を市民の皆さんにはっきりと、少し行政が滞るとか、いろんな形の中で市

民の皆さんにしっかりと説明すれば、恐らく多くの市民の皆さんは、ああ、宮下頑張れ、市長頑張れというような形に必ずなってきます。

あと2年もすれば、私たち63歳、多くの団塊の世代が年金生活に入ります。高齢化社会の中で介護保険料が上がり、そして消費税も上がると。この厳しい環境の中で電気料金の還元、やっぱり多くの市民の皆さんが期待をしております。市長の提唱する希望のまち、これをつくるには、市民の皆さんが明るくならなければなりませんので、ひとつ市長にはしっかりと検討、実現を望みます。勇気、決断、実行、だれかのキャッチフレーズみたいですが、やはりこれが必要ですので、よろしくひとつお願いをいたしたいと、このように思います。

続いて、雪対策について質問をいたします。先ほどの答弁ですと、市で所有している重機が19台ということですが、市で所有している重機の車種、大型か小型か。そして、市内の全体で除雪している重機の台数をわかればちょっとお知らせ願いたい、このように思います。

○議長（山本留義） 土木課長。

○建設部土木課長（杉山重行） 大瀧議員のご質問にお答えいたします。

市で所有している重機につきましては、ほとんどが大型のものでございます。例えばグレーダーに関しましては3.7メートル級、タイヤドーザー等につきましては14トン等々がございまして、合計19台というところでございます。なお、今冬の除雪にかかわる重機の数というところでございますけれども、市の所有を合わせまして、ダンプトラックは除きますけれども、209台というところになってございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 市で所有しているのが大体大

型車ということですが、先ほど壇上でも言いましたけれども、冬期間だけ使う除雪車というのが業者の皆さんによると、やはり公共事業の減少その他で持ちこたえられないと。保有しても、やはり年間100万円単位で維持費とか経費がかかるということで、やはり手放している業者も多いというお話をよく聞きます。

その中で、皆さんも3月6日の東奥日報を読んだと思いますけれども、札幌市の例が出ていました。業者の投資負担軽減のために高価な除雪大型重機はすべて市で購入して業者に貸し出すと、業者負担をかけないというコメントが載っていましたが、財政規模、行政規模、全く札幌市とは違いますけれども、そういう形の中で、業者が少なくなるということは、市道の除雪、市民生活の安全と、そういう形を担うものですので、やはり半分ぐらいは市で所有しながら貸与できないかということについて、市長一言。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 重機のご質問でございませぬけれども、市が管理しております道路の幅員等の関係もございまして、生活道、主に枝線のほうが我々管理、除雪する部分でございまして、かなりの大型の部分は多分国県道のほうが優先されると。我々のところの部分では今現在、ことしの例でいきますと、小型ロータリーを1台、これ乗用のやつです、あれを1台購入いたしまして、それがかなり幅員の狭い路地のほうでも活躍していたと。道路の拡幅にはかなり有効的であったと、そのような実績がございましてますので、平成24年度もそれに対応してまいりたいと、2台を。それとあとバケット車というのでしょうか、幅員の狭いところでも除雪可能な部分をやっていきたいと、このように思っております。先ほど市長答弁にもございましたように、そういう状況を見きわめながら、順次そういうものの整備というのも

念頭に、予算的なものを要望してまいりたいと、
このように思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） ひとついろいろ対応をして
いただきたいと、このように思います。

雪は、未来永劫降り続きます。この後何百年、
何千年、恐らく地球がなくなるまで雪は降り続く
わけです。私たち雪国に住む者にとっては、雪と
の闘いが宿命でございますけれども、現在のよう
にただ降ってきた雪を重機で除雪するだけでは知
恵がありません。日本全国いろいろな工夫をして
いる地域がたくさんあります。北海道、新潟県
のあるまちでは、真冬でも道路に全く雪のないと
ころもあります。恐らくそういう整備をしたと。期
間もかかった、予算もかかったと思います。

そこで市長にひとつ提案、要望がありますけれ
ども、市長の掲げたネクスト50。50年計画でこの
雪対策、融雪溝を全部整備するとか、ロードヒー
ティングにするとか。50年をかけて、そして長い
目でそういう検討をするのも一つの手ではないで
しょうか。恐らく50年後に見きわめるのは、上路
議員しかいないと思いますけれども、やはりそう
いう面ではそういう形の中で徐々に整備をしてい
くという考え方もあると思います。市長、一言お
願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 50年後のお話ございま
した。ネクスト50というふうな形の中でのご提言で
ございますけれども、ロードヒーティング、そう
いうふうな部分、これ実施しております、大湊の
坂道対策等々で。これ50年もつかどうかわかりま
せんけれども、そういうふうな形で対応はさせて
いただいております。

また、50年後、本当にそういうふうな基本的な
インフラですか、道路に例えば手法とすればロー

ドヒーティングをやるというふうな部分があろう
かと思えますけれども、先ほど大瀧議員も壇上の
ほうでお話ございました。これから人口が減っ
ていくと、50年後、40年後ですか、3分の1減る
というふうな中で、そういうふうな投資をしてい
って、果たしてこういうふうなところの満足感が
得られるものかというふうな部分、それはやはり
将来的にはコンパクトシティというふうな、は
やりの言葉がありますけれども、そういうふうな
形になっていくのではないかと。一方では、国土
交通省、政権がかわりましてから、今党の政調会
長をやっている方が、とにかくもう下水道なんか
周辺につくらなくてもいいと、住宅を移してでも
一極集中にそこに投資をするべきだというふう
な、コンクリートから人への議論が始まったこ
ろにそういうふうなお話もしていました。そうい
うふうな中でもやはり我々はこういうふうな人口が
減っていく、市域も狭くなっていくと、そうい
うふうなこともやはり考えていかなければなら
ないのではないかと、このように思っております。た
だ、50年後を目指して、この雪をどうい
うふうな形で使っていくのかというふうなことは、再生エ
ネルギー、この考え方の中で今研究を、新年度は
していこうというふうな形。雪をためて、それ
を利用して夏場の冷房とか、そういうふうな取
組みが今まだ緒についたばかりでございますので、
50年目指してそういうふうな研究を重ね、行政
として効率的な雪対策、これはとっていき
たいと、このように思っております。

○議長（山本留義） これで、大瀧次男議員の質問
を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時06分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（山本留義） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） 公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。むつ市議会第211回定例会、最後の登壇者として一般質問をさせていただきます。

5項目にわたりお伺いいたします。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、明瞭かつ具体的なご答弁をよろしくお願いいたします。

東日本大震災の発災から1年を迎えました。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆様にご心から哀悼の意を表します。また、未曾有の地震、津波、原発事故によって帰る家を失い、今なお避難生活を余儀なくされている被災者の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

本年1月、アラブ首長国連邦のアブダビで開催された世界未来エネルギーサミットの席上、潘事務総長は、すべての人のための持続可能エネルギーの国際年の取り組みを訴えました。必要なだけのエネルギーを利用できるかどうかは世界の貧困の問題解決に向けて重要と言われます。

昨年の福島第一原子力発電所事故後に起きた電力不足、計画停電など、エネルギーの大切さを身をもって実感させられました。国連によりますと、世界の15億人が電気を利用できないとのこと、また開発途上国に暮らす30億人以上は、調理や暖房の熱源として伝統的なバイオマスに依存しており、さらに10億人は不安定な電力網しか利用できない状況です。また、エネルギーが供給されても料金が払えない人々も多く、エネルギー貧困者は生産的な活動や医療、教育などに必要な電力が足りず、経済的な悪影響を受けています。

持続可能性の意味について、それはだれかの不幸の上に幸福を求めない生き方であり、ふるさとや地球が傷つけられたままで次の世代に受け渡すことをよしとしない精神であり、現在の繁栄のために未来を踏み台にせず、子供や孫たちのために最善の選択を重ねる社会のあり方ではないでしょうか。

本年6月、ブラジルで国連持続可能な開発会議が開催されます。地球サミット以来の20年の総括と、これからの目標が話し合われます。

質問の1は、エネルギー政策についてお伺いいたします。東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染問題は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原発に依存したエネルギー政策をこのまま続けていいのかという重大な問題を私たちに突きつけています。今自然エネルギー、再生可能エネルギーへの大胆な転換への世界的な流れは、このたびの事故を契機にさらに大きくなりました。太陽光や小水力、木質バイオマス、風力など、自然エネルギーで発電した電力の全量買い取りを義務づける再生可能エネルギー特別措置法が成立し、自然エネルギーの潜在能力が期待をされています。エネルギー政策の大きな転換期を迎えている今、本市の自然豊かな環境と立地条件を生かし本格的な取り組みに着手すべきと考えます。

1、再生エネルギー開発に対する認識について、2、再生エネルギーの導入促進について、3、エネルギーの地産地消についてご所見をお伺いいたします。

質問の2は行政改革、1、第5次行政改革実施計画についてお伺いいたします。第5次行政改革大綱は、2010年から2014年を目標とし実施計画を策定、市民協働・参画のまちづくりを柱として、1、まちづくり理念の検討、2、行政運営体制の検討を重点項目に据え進めてこられました。行革推進には、地域行政を取り巻く現状の厳しい社会

情勢を踏まえ、市民と行政が共通認識を持ち、相矛盾する課題を抱えながら効果的に行政を運営し、市民本位のサービスを効果的に行うには行政の力だけでは限界があり、地域のことを最もよく知っている市民と行政が対等のパートナーとして連携協力し、活力あるまちづくりを目指すという大目的があります。第5次行政改革の進捗状況と今後の展望についてお示してください。

2、仮称「市民連携推進室」についてお伺いいたします。市民協働・参画の推進に大きな役割を担うところと認識いたします。2005年、1市2町1村が合併し、県内一広い行政区となりました。市民連携推進室設置により、合併した町村の皆さんの声も反映した諸課題整備に向けて、より具体的な方針が示されていくと期待しております。市民連携推進室の果たす役割についてお伺いいたします。

質問の3は、市民生活の利便性について、1、公共交通利用促進についてお伺いいたします。住みにくさの第一の理由として半数近くを占めるのは、公共交通が不便であるということ、移動手段として車を持つしかないという意見です。障害を持つ方々は、運転免許取得の困難があります。また、健常な一般市民の方も、だれしもが年を重ね、加齢による視力、聴力の低下、そして反射神経の衰えなどにより自分で車を運転することが困難になるということよりも、車を運転することによって交通事故の加害者になる可能性も出てまいります。

また、人口減少、急速な高齢化が進んでいる本市では、買い物難民の問題が現実のものとなっています。過度の自家用車依存している社会では、老化による車の運転が不可能になった場合、途端に外に出なくなるという引きこもりの状態になるという統計もあります。車がないと生活できないという市民の声は何を根拠にしているかという

と、バスの本数が少ないので不便といます。全国的に見て、バスの利用率は日本の高度成長期と成長をともにする形で、昭和45年ごろをピークに年々減少傾向となっています。バス利用者数が底を打っている感のある今、各関係部課連携のうえ、市民の声に即した市民が利用しやすい公共交通体系が求められています。公共交通の課題のうち、特にバス交通の利便性向上については、喫緊の課題であります。現状とその対策についてご所見をお伺いいたします。

2、外出支援サービスについてお伺いいたします。少子高齢化社会という言葉が定着して久しくなりました。今日、年々高齢化率が上昇し、特に後期高齢者の増加が顕著となっています。今後ますます寝たきりの方や認知症の方など、介護を必要とする高齢者の増加が推計されます。一方では、介護者自身の高齢化や核家族化の進行、地域における連帯感の希薄化などにも起因し、家庭や地域の介護力が低下していることも危惧されることです。

このような社会背景の中で、介護や福祉に対するニーズが多様化し、深刻化しています。老衰、身体の障害、傷病等の理由で外出が困難な高齢者や障害者の方がリフトつきストレッチャー装着ワゴン車等の利用を提供する外出支援サービスは、在宅生活を支える大変重要な事業であります。事業規則第1条、長年住みなれた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって高齢者等の保健福祉の向上と、その家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とするとあります。外出支援サービスの概要についてお伺いいたします。

質問の4は、保健行政について、脳脊髄液減少症についてお伺いいたします。この病気は、交通事故や転倒、スポーツ外傷など、体に衝撃を受けたことが原因で脳脊髄液が漏れ減少することによ

り、頭痛や頸部痛、目まいなどのさまざまな症状が出る病気です。しかしながら、脳脊髄液減少症は、医療機関のみならず、教育の現場や一般社会でも認知度が低く、苦しい思いをされている方がいらっしやいます。特別な病気のように思われがちですが、日常的な出来事によっていつでも、だれにでも引き起こされる可能性があり、身近な病気と言えます。

脳脊髄液とは、無色透明で、血液からつくられ、脳や脊髄を外部の衝撃から守るクッションの働きや、脳や脊髄の機能を正常に保つ働きをしています。脳脊髄液が減ることによって、大脳や小脳が下がって脳の働きに異常を来し、起立性の頭痛、起きていると痛く、横になると少し楽になる頭痛や、首や腰の痛み、手足のしびれ、目まい、耳鳴り、吐き気、視力の低下、全身の気だるさ、記憶力の低下など、うつ症状、睡眠障害、倦怠感などさまざまな症状が複合しており、怠け病や精神疾患などと診断されることも多く、患者の皆様は大変つらい状況に置かれています。最近では、痴呆症の原因の一つではないとも言われています。

このような症状に悩まされている方は、全国で30万人、さらにこの病気を知らずに苦しんでいる潜在的な患者さんが100万人以上いると言われていています。これまでこの病気が認知されず、単にむち打ち症と診断されることが多かったと言われていています。なかなか治癒しない難事例の一部は、脳脊髄液減少症だったのではないかと推察されています。

その後、ブラッドパッチなどの治療法により症状が改善する例が相次いで報告されました。この病気の治療方法は、血液が固まる性質を利用して、自分の血液を注射器で注入し、髄液の漏れている場所をふさぐというブラッドパッチが効果的と言われ、この治療で約7割の方が回復しているそうです。しかし、まだ保険適用になっていないため、

病院によりますが、検査入院で二、三万円、1回の治療入院が15万円から20万円、全額個人負担になり、多くの患者さんが経済的に困っている現状にあり、一日も早い保険適用が求められています。脳脊髄液減少症という病気の検査治療が可能な医療機関や相談窓口、関連情報リンクなど、広く市民に周知すべきと考えます。ご所見をお伺いいたします。

質問の5は、教育行政について、1、特別支援教育の充実についてお伺いいたします。3月卒業式、4月入学式、進級式、児童・生徒とご家族の皆様にとりましては、華やいだ気持ちと不安な気持ち、そして心待ちであり心配という、そういう時期ではないでしょうか。特別支援教育について、ユネスコのサマランカ宣言や、国連での障害者権利条約で明示されているインクルーシブ教育の国際的な動向を踏まえ、一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものであると定義されております。

本市の教育プラン重点目標5項目の一つである特別支援教育の充実には、特に力を入れてこられたと認識をしております。これまで取り組まれてこられた実績、今後の課題と目標達成について、小学校、中学校別にお伺いいたします。

2、科学教育とむつ科学技術館の今後のあり方についてお伺いいたします。先月、「むつ科学技術館存廃問題浮上」と大きく報道がありました。民主党行政改革調査会が1月中旬、日本原子力研究開発機構の組織運営について、経費削減と合理化を求め、全国9カ所の広報展示施設について廃止を含め見直すよう提言、所管の文部科学省が対応を検討したのを受けての報道でした。1996年7月当時の日本原子力研究所がむつ科学技術館として開館し、日本海洋科学振興財団が運営、メイン

の展示物は、原子力船「むつ」から取り外された原子炉を保管し、公開をしております。そして、体験型実験機器を備え、科学に親しむ子供たちの教育の場として大きな役割を果たしてきたと認識をしております。教育の見地から、今後の方向性についてご所見をお伺いいたします。

3、小中一貫教育学習支援員についてお伺いいたします。小学校から中学校への移行期における学習面の不安や人間関係づくりなどの心理的負担の軽減、中1ギャップの解消とゆとりある中学校生活を過ごせるようにと大きな目標でスタートした小中一貫教育です。先日エフエムアジュールでインタビュー形式の小中一貫教育に関する現場の感想などの声を聞く機会がありました。その中でアンケート調査結果は、各項目ともに生徒さんに大変好評で、80%以上のプラス効果との報告がありました。計画的かつ系統的な一貫教育を地域と一体となり進めることにより、中1ギャップの克服ばかりではなく、学習面のレベルアップに期待されるところです。そして、高校生の中途退学を防ぐという観点からも、中学生までに学力を定着させることが重要です。小学校の学習状況を中学校にスムーズにつなげること、変化の激しいこの時期の子供たちの成長過程に合わせ、一人一人の子供さんに寄り添い、個性、能力を引き出していきたいと期待をしております。小中一貫教育学習支援員の配置についてお伺いいたします。

以上、5項目について質問をいたします。市長並びに理事者におかれましては、具体的で前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、エネルギー政策についてであ

りますが、ご質問の要旨は3点ほどとなっておりますが、関連がございますので一括して答弁いたしますこと、また先日の工藤議員のご質問に対する答弁と一部重複いたしますことをあらかじめご了承くださいと存じます。

これまで地球温暖化対策の一つとして再生可能エネルギーの普及が図られておりましたが、その進捗は遅く、一般への浸透にはなかなか至らない状況にありました。しかしながら、昨年3月の東日本大震災以降、自前の電力確保、非常時の電源として全国的に再生可能エネルギーの利活用に関する取り組みが加速し、各地でその地域の特性、特異性を生かしたさまざまなアイデアによる再生可能エネルギーの利活用が試みられていると伺っております。ご質問の中でご紹介いただいた小型水力発電や雪の冷気を利用した施設は、今後大きく普及が図られるものと思うところであります。

当市においては、保育所や小学校などへの太陽光発電の設置、むつ運動公園の児童公園周辺にソーラー防犯灯の整備、釜臥山スキー場センターハウスなどへは木質バイオマスを利用したペレットストーブの設置等を行っておりますが、設置数も少なく、再生可能エネルギーの利用はまだその緒についたばかりであるとの認識にあります。

再生可能エネルギーには、風力、太陽光のほか、水力、地熱、バイオマスなど自然界に存在する多様なエネルギーが知られていますが、これらのエネルギーは特定の地域に偏在していることが多く、豊富に賦存する地域で利活用することでエネルギーの地産地消につながり、電源の分散化や自立電源として災害等への備えにもなるものと考えているところであります。したがって、まずは当市にあるさまざまなエネルギー源がどのくらい利用可能なのか、またどのような分野へ活用できるのかなどを模索する必要がありますし、再生可能エネルギーに対する技術革新も日進月歩であ

ることなどから、活用にあたっての有益な情報収集に努め、そのうえで有望な施策に取り組んでいく必要があると考えるものであります。

今冬は、豪雪に泣かされておりますが、この迷惑な雪も夏場まで保管することが可能であれば雪氷熱と言われる冷熱エネルギーとして活用することができますし、地熱と言われる地中の熱は年間を通じて一定であり、外気温と比べると冬には暖かく、夏には冷たいことから、建物の冷暖房やハウス農業などへの活用が期待されるものであります。

再生可能エネルギーの活用策としては、風力発電などの大規模で高額な事業が目立っていますが、さきに述べましたような小型水力発電などの利用に関する施策については、比較的少額で実現性も高いと思われしますので、国の補助制度などを利用しながら、市民への啓蒙を兼ねた実証モデル事業などに率先して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、行政改革についてのご質問であります。1点目の第5次行政改革実施計画についてと2点目の（仮称）市民連携推進室については、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

議員ご承知のとおり、平成22年11月策定の行政改革実施計画の指針となっておりますのは、同年2月に策定されたむつ市行政改革大綱であります。この大綱は、2つの重点項目を掲げておまして、その第1点目はまちづくり理念の検討として、市民参画の推進と行政の役割の明確化を図ることであり、第2点目は行政運営体制の検討として、行政機構改革の推進と職員の意識改革を図ることです。行政改革実施計画は、この大綱の考え方を具現化すべく具体的取り組み項目やスケジュールを定めたものとなっております。平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間

のうち、これまで最初の2年間が経過しようとしておりますが、この2年間は実施計画では市民協働参画に対する理解を深めることや重要項目に検討を加える時期としてしているところであります。

主な内容といたしましては、市職員の意識啓発のための研修会、市民の理解を深めるための講演会、市政だよりによる広報などを実施する一方、市役所内部においては実施主体である行政改革推進本部の下部組織として専門部会を立ち上げ、今年度上半期においては職員向け市民協働参画運用指針を策定し、職員に示したところであり、また下半期においては自治基本条例についての研究、パブリックコメント等を初めとした市民参画手法の検討など、実施計画に盛り込まれている検討項目に積極的に取り組んできたところであります。

一般施政方針においても述べさせていただきましたが、平成24年度は市民協働参画に向けたさまざまな取り組みを本格的に具現化していくこととしており、そのための専門部署として協働参画を進める窓口としての役割を果たす仮称市民連携推進室を新設いたします。これは、総務政策部の部内室として設置するもので、室長は総務政策部政策推進監が兼務することとし、その下に室員2名を配置することとしております。

実施計画では、協働活動に寄与する人材、団体の支援や相談機能を強化するとともに、市民協働に関する情報発信の充実を図ることとしており、具体的にはさまざまな課題を検討していく市民と行政の合同の検討会議、これも仮称ですが、協働のまちづくり市民会議を立ち上げ、その事務局を担うこととしております。

また、新たな制度である市民提案型補助制度を創設し運用していくとともに、市民団体活動等の情報発信を積極的に行っていくことなど、市民協働のまちづくりの推進に関すること全般を担務していくこととしております。

当市が目標とする第5次行政改革は、これまでのように行政内部の経費節減を第一義とする行財政改革とは趣を異にしているものであり、行政が変わり、市民が変わる、そしてお互いに刺激し、成長し合っていく、そのようなプラスの相互作用を及ぼすことによりまちが育っていくというようなまちづくりの根幹となる仕組みをつくっていくことだと考えております。

先般市民講演会を行いました。講師の方は人口減少とICTの発達が生後の地域にとって大きな課題であると指摘しておられました。人口減少については、言うまでもありませんが、ICTの発達、すなわちインターネット等の普及は大変便利なものである反面、使い方によっては根本的な人のつながりを疎遠にしてしまうのではないかとのことです。大事なことは、人と人とが顔を合わせてお互いの表情を見ながら話すことであり、人のきずな、地域のきずなが大切であるということであり。私も全く同感でありまして、今後とも市民の幸せ、地域の幸せというものを大切にしながら、行政改革実施計画とその根幹であります市民協働参画を進めてまいり所存でありますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、市民生活の利便性についての1点目、公共交通利用促進について、市街地循環型バス運行の可能性についてのご質問にお答えいたします。現在市街地を循環しているバス路線は、下北交通株式会社により5路線が運行されているところですが、主に通勤通学や通院に利用されておりますことから、日曜、祝祭日は運休となり、運賃も区間に応じて定められている状況にあります。

市街地を循環する100円バスの運行は、交通空白地帯が解消されることや、低廉な価格によって手軽に中心商店街へ利用客の誘導が図られ、地域のにぎわいにつながるほか、バス事業者において

も乗車率の低下に歯どめがかけられる一つの方策であろうと考えるところであります。少子高齢化、過疎化の進展などにより、全国的にバス事業者の経営環境はますます厳しい状況に置かれており、当市のバス事業者も厳しい経営を強いられていると伺っておりますが、公共交通の維持という観点から、喫緊の課題であると認識しております。

現在市内の公共交通の維持確保に係る課題等協議検討する組織として、地域住民と事業者並びに関係機関から成るむつ市地域公共交通活性化協議会を設置し、1つずつ課題の解消に努めているところであります。

次に、実証運行の現状と今後の計画についてのお尋ねであります。現在実証運行を行っているのは、大畑地区市街地と奥葉研地区とを結ぶデマンド型乗合タクシーと、川内地区市街地と湯野川地区とを結ぶ乗合バスの2路線となっております。このうちデマンド型乗合タクシーについては、事業者のご理解、ご協力のもと、むつ市地域公共交通活性化協議会において本格運行することを決定しており、来る4月1日から1日8便での運行に向け現在諸準備中であります。

また、乗合バスにつきましては、川内―湯野川間を運行しておりました事業者が昨年6月末をもって事業を廃止したことに伴い、急遽新たな事業者が昨年9月から1年間の期限で実証運行しているところであります。この路線については、現在事業者との情報交換に努めるとともに、今後立ち上げる予定としているむつ市地域公共交通活性化協議会川内地区分科会において、地域にふさわしい公共交通のあり方等について協議を進めていくこととしております。

路線バスは、市民生活に密着した交通手段であり、高齢化社会の進展に伴い、ますますその役割が大きくなりますが、一方で地域の公共交通維持の視点から、地域の実情に合ったバス以外の交通

モードの選択についても検討を進めていく必要があるものと考えております。そのためにも、公共交通を利用しやすい環境整備や公共交通に対する市民への意識啓発に努めながら、持続可能な公共交通の仕組みの構築が図られるよう調査研究に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次は、ご質問の3点目、市民生活の利便性についてのうち、2点目であります外出支援サービスにつきましては担当部長からお答えいたします。

次の保健行政についてのご質問、これも担当からご答弁を申し上げます。

次に、教育行政についての2点目であります。科学教育とむつ科学技術館の今後のあり方についてのご質問であります。まずは先般のむつ科学技術館に係る要望についてご説明申し上げます。むつ科学技術館の存続要望に至った経緯につきましては、さきの報道にもございましたとおり、ことし1月末に独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターより全国に9カ所あります原子力機構所有の展示館等について、機構の経費節減と合理化を図るため廃止について民主党行政改革調査会から求められていると伺いましたことから、急遽上京日程に組み入れて、文部科学省及び民主党に対し、直接存続について要望したものであります。

議員ご承知のように、むつ科学技術館は我が国初の原子力動力実験船である原子力船「むつ」の活動の軌跡と世界で唯一実際に使用された原子炉を展示している施設であると同時に、地球環境と科学技術をテーマに自然の不思議や科学のおもしろさを体験できる施設として平成8年に開館し、以来多くの見学者が訪れております。また、開館当初から実施されているサイエンスクラブは、科学実験のおもしろさ、探求の喜び、物づくりに打ち込む充実感などが体験できることから、毎年募

集定員を超過するにぎわいであり、地域の小・中学校に出向いて行う移動科学教室とともにむつ下北地域の多くの子供たちに科学の楽しさを伝え、大きな夢と希望を与えてきた地域になくならない施設であります。

このようなことから、地域の将来を担う子供たちが先端の科学技術に触れる機会を失うことの大きさを認識しての今回の存続要望となった次第であります。今回の要望により当該施設の希少性、重要性について国や民主党にはご理解いただけたものと思っておりますものの、存続が決定されるまでの間は情報収集に努め、対応してまいる所存であります。

そのほか教育行政につきましては、教育委員会から答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員の教育行政についてのご質問にお答えします。

ご質問の第1点目は、特別支援教育についてでございますが、ただいま市長よりむつ科学技術館の今後のあり方についての答弁がございましたので、初めに科学教育とむつ科学技術館の今後のあり方についてのご質問にお答えします。

むつ市教育委員会では、市内の小・中学生の科学教育の充実のために理科の授業内容の充実はもちろんのこと、子供たちの主体的に科学する心を育てるために、昭和56年度に始まり、今年度で第31回を数える理科研究発表大会を主催しております。また、平成21年度より現代の医学、科学の最先端技術に触れ、医師や科学者の研究内容に対して興味関心を深めることにより、次代を担う人材育成をねらいとする千葉大学医学部へのむつ市中学生夢はぐくむ体験入学事業を実施しております。さらに、地域にある専門的な研究機関とも積極的に連携を図り、東北放射線科学センターとの

共催による実験で楽しく学べる理科教室や、海洋研究開発機構むつ研究所との共催による海洋教室などを各小・中学校において開催してまいりました。その中でも、学校から独立して科学教育を行える機関であるむつ科学技術館は、むつ市の子供たちに最先端の科学技術に触れる機会を提供し続け、自然の不思議や科学のおもしろさを目で見、肌で触れ、体験できる校外学習の場として活用されてきました。特に平成8年の開館当初から小・中学生を対象に開催されてきたサイエンスクラブでは、毎回科学の原理を応用して創意工夫を凝らし、子供たちの発達段階に合わせたものづくり教室を行っております。そのため、市民の関心も高く、毎年200名を超える応募者があり、やむを得ず抽選でクラブ員を構成するほどの盛況を続けております。今年度も小・中学生合わせて277名の応募があり、186名の正会員と88名の準会員で構成され、年間11回の教室が開催されております。

さらに、むつ科学技術館の職員がむつ下北管内の学校に出向いて行う親子で学ぶ移動科学教室も今年度は12回開催されております。このように、むつ科学技術館のこれまでの科学教育にかかわる活動は、むつ市の科学教育のすそ野を広げる機会となり、小・中学生の科学する心を大きく育ててきたものと考えております。

教育委員会といたしましては、今後ともむつ科学技術館との連携を図りつつ、科学教育事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育についてのご質問にお答えします。まず、むつ市の小・中学校の特別支援教育に係る現状と課題についてお答えします。ここ数年、特別支援学級に在籍する児童・生徒数だけでなく、通常の学級で特別な配慮を要する児童・生徒数も増加傾向にあります。また、特別支援学級の種別は、知的障害、自閉症、情緒障害、難聴、弱視、肢体不自由と多様化し、通常学級で支援を

受けている子供たちの抱えている困難さも多様化、重複化しております。そのため支援を必要とする子供たちの特性を見きわめ、適切な指導、支援を行うために、学校現場では特別支援学級の担任だけではなく、子供にかかわるすべての教員が特別支援教育に関する知識と理解を深める必要があります。さらに、将来の自立と社会参加を見据えた中学校卒業後の進路選択ができるよう、保護者の方々や本人への進路に関する情報提供や関係機関との連携に努めることが不可欠となっております。

教育委員会といたしましては、このような現状と課題に対応するため、すべての教員の特別支援教育に対する専門性の向上を図るための研修会の開催とともに、子供一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導、支援が行えるようスクールサポーター配置事業及び特別支援教育支援員配置事業の実施に努めているところであります。

さらに、特別支援教育における小・中学校間の連携、強化を目指しているところであります。今後も小・中学校における特別支援教育の一層の充実を図り、障害を持つ子を含め、すべての子供の進学や就労への道が開かれ、自立と社会参加が果たされるよう努めてまいります。

次に、小中一貫教育学習支援員についてお答えします。議員もご存じのとおり、当市では平成19年度に小中一貫教育を柱としたむつ市教育プランを策定し、今年度から市内すべての中学校ブロックにおきまして、小中一貫教育を全面実施しております。小中一貫教育を推進するに当たっては、小学校6年生から中学校1年生にかけての学習内容や方法の違い、生活環境の変化がもたらす戸惑いや悩みなどの中1ギャップをいかに軽減し、段差のない緩やかな接続を実現させるかが重要であると考えています。このため、各中学校ブロックの実情に応じて中学校の教員が小学校へ乗り入れて

授業を行うことで中学校の教員の教え方になれ親しませたり、中学校の学習形態である教科担任制を小学校でも実施したりするなどして、小学校から中学校への円滑な接続に努めております。

昨年8月下旬から9月上旬にかけ市内の小学校5年生、6年生、中学校1年生から3年生までのすべての児童・生徒及びその保護者、そしてむつ市内全教員に対して小中一貫教育についての意識調査を実施いたしました。その中で、8割以上の児童・生徒が小・中学校教員の相互の乗り入れ事業を望んでいること及びその効果に期待していることがわかりました。また、保護者の7割以上が乗り入れ授業や小学校高学年一部教科担任制がもたらす効果に期待していることがわかりました。しかし、実際取り組んでいる多くの施設分離型の小中学校では、継続的、計画的乗り入れ授業の実施については教員の数、教員の異動、時間割りの組み方など現実的な対応に苦慮しているのが実情であります。今回議員がご質問の小中一貫教育学習支援員は、まさにこの課題を解決するために配置するものであります。

小中一貫教育学習支援員の仕事内容は、大きく分けて3つございます。1つ目は、小・中学校相互の継続的、計画的な乗り入れ授業の支援、2つ目は、小学校高学年において中学校と同じように教科の専門性を生かした授業を行う小学校高学年一部教科担任、そして3つ目は習熟度別学習やチームティーチング、少人数指導等の対応などきめ細かい学習指導であり、学校の実情に応じて有効な活用を図ることとしております。このことによって、乗り入れ授業がこれまで以上に実施され、さらに小学校高学年における一部教科担任制の導入も図りやすくなるものと考えております。これらの取り組みは、新学習指導要領の求めるより一層のきめ細かな指導をもたらし、小中一貫教育における接続期の充実につながるものと期待してお

ります。

当市が掲げる教育理念であります生きる力と夢をはぐくむ学校教育の推進を図るため、小中一貫教育学習支援員を有効に活用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） ご質問の第3点目、市民生活の利便性についてのうち要旨の第2点目、外出支援サービスについて、市長答弁に補足いたします。

この事業は、在宅における高齢者及び障害者等、下肢が不自由で一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として、車いすまたはストレッチャー対応の福祉輸送車両により送迎を行うサービスで、現在は車両7台で市内全域を運行しております。本年2月末現在において、519人の登録者がおりますが、公共交通機関等への事業圧迫とならないよう要介護者など利用者に制限があること、さらには限られた車両による事業運営であることから、現状では通院のための利用が主な利用目的となっております。

なお、運行日については、平日の午前9時から午後5時までとなっておりますので、ほとんどの方がその範囲で利用することとなっておりますが、あらかじめ医療機関からの退院日が土曜日もしくは日曜日と決まっている場合や、平日の早朝時間帯などには随時柔軟に対応いたしております。

また、本事業を補てんする事業といたしまして、福祉タクシー等利用助成事業も実施いたしております。この事業は、外出支援サービスが利用できない休日もしくは夜間などに急な発熱などで通院が必要になった場合や救急車で医療機関に搬送された際の帰宅時の交通手段としてストレッチャー付きの福祉タクシーを利用した場合にストレッチャー利用加算分を助成する事業であり、外出支援

サービスの利用時間外を補う事業として実施しているものであります。したがって、このようにピンポイントではありますが、運行日以外の利用にも対応できるような体制をとることで外出支援に関わる負担の軽減を図っております。

今後の対策につきましては、より多くの方々にサービスを利用していただくために一層の周知を徹底し、高齢者や障害者の方々に対する生活支援の一つとして、民間で運行している公共交通手段やタクシー等への影響はないのか、その点も視野に入れながら事業を継続してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第4点目、保健行政のご質問、脳脊髄液減少症について、市長答弁に補足いたします。鎌田議員ご承知のとおり、脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツ外傷など、頭部や全身への強い衝撃によって脳と脊髄を包む硬膜から髄液が漏れることにより頭痛や目まい、耳鳴り、動悸、倦怠感、睡眠障害などのさまざまな症状を発症する病気と言われております。また、交通事故に遭われ、数カ月経過しても頭痛、視力、思考能力の低下など、本人が発症要因に気づかないケースもあり、本人やご家族においては受診や診断に時間がかかり、長期にわたって不自由な生活を余儀なくされ、その間周囲から病気について十分理解されず、孤独な中で苦しむ方も多いとお聞きしております。

なお、現時点では診断基準や治療方法が確立されておらず、治療方法の認知度も低く、保険適用もされていない状況にあります。当市においては、これまで市民からの問い合わせや相談もありましたが、県が相談窓口を設置しているということで問い合わせをしましたところ、平成21年7月の開設以来、54件の相談があったと伺っております。

いずれにいたしましても、市といたしましては、

今後県の相談窓口の周知や市民の皆様はこの病気についての知識の普及啓発を図るとともに、広報や市のホームページなどを通じてPRに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ただいまは、全項目について丁寧なご答弁ありがとうございます。

外出支援について、再度お伺いいたします。この制度は、介護保険を支えるうえで大変重要な事業であると認識をしております。土日、祭日、先ほど部長からは、もし予約があれば現在の外出支援で対応も一部しているのご答弁でありましたが、ストレッチャー加算分の金額についてお伺いしたいと思います。

実は、民間の1社が夜間とか土日、祭日も含め現在対応しているわけなのですが、民間の会社では大畑地区からでは大体8,000円ぐらい、川内地区からでは1万4,000円ぐらい、そして脇野沢地区からでは2万円ぐらいの料金が発生するというのを、その地域で大型のタクシーの料金で走りますけれども、ストレッチャーということで2人体制であります。その分も加えてこのような金額で対応しているということでありました。このストレッチャー加算分について再度伺います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） まず、外出支援サービスにつきましては、私どもで設定している金額の中に、もうすべて含まれているというふうなことでございます。また、福祉タクシーのほうにつきましては、加算分、いわゆるストレッチャー利用加算の部分は助成金額の上限が2,500円というふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 実は、1月末のことであり

ました。ある有料の施設に入っている方の事情があつてお世話をしているわけですが、転倒により支援1から介護4になるような大きなけがでありまして、この人の緊急の通院ということで連絡がありました。これが金曜日の晩の事故でしたので、土曜日にかかりまして、急遽いろんな市のところとか、また民間のところとか、また施設からのお尋ねをしたときに、どこも何も手当てがないということで、またご本人は年金は高額なのですが、持っている金額が少なかったので、私に対応するということが急遽ありました。こういうこともありまして、外出支援というこのサービスについて担当課ともいろいろお話をした経緯がございます。

これから介護保険制度の中では在宅という部分が大きくなかかってきます。この方のことでケアマネジャーさんともお話ししたときに、例えばヘルパーさんを1時間有料で使えば4,200円が発生するそうです。緊急でむつ総合病院に通院する場合、1時間では足りないわけで、こういうことで在宅の部分は大変厳しいと再度認識をいたしました。公共交通のところとも重なるのですが、これからの高齢化社会を支えるに当たっては、この公共交通のところでもいろいろな面で市の手当てが必要と考えますが、市長のこれからのことでビジョンを再度伺いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今鎌田議員からのご発言の中で、本当に勉強不足でありました。そんなにかかっているのかなというふうな思い、そしてまた土曜日でしたでしょうか、そういうふうな事態が発生して、なかなか対応ができないで、鎌田議員自らが対応したというふうなことのお話を伺いまして、そういうふうなところ、非常に私の不明も恥じなければいけませんし、またこの制度、かなりの金額がかかっているというふうなお話、本当

に不明な部分ございました。この部分については、十分これは検討させてもらいたいと、こういうふうに思います。

ただ、非常に財源の部分もありますので、そしてまた制度の運用というふうなこともありますので、それも見据えながら、これはかかり過ぎだなというふうな感じがあります。そしてまた、ヘルパーさんの1時間当たりの単価、そういうふうなこともお聞きいたしました。そういうふうなところで、何か違う手当てがないのかというふうなこと、全国的な例を研究させていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 市長から前向きなご答弁いただきました。市民の生活を守るという大きな目的がありますので、担当課の皆様のお知恵をおかりしながらよろしく願いいたします。

教育の問題でございますが、むつ科学技術館につきましても、市長と、そして教育長からの思いを聞かせていただき、私もこのむつ科学技術館はこれまでの子供さん、私たちも含め、そしてこれからの子供さん、むつ市の教育の実験という大きな目標の現場の中では、とても大切なところだと認識をしております。そういうことで、ぜひ皆様のお力をおかりして、存続ということでよろしく願いをいたします。

特別支援教育について、先ほどお答えをいただきましたが、中学校卒業生の進路、そして進学相談体制の現状をもしよければぜひお答えをお願いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 鎌田議員の再質問にお答えします。

中学校の進路、進学相談体制の現状についてでございますが、平成22年度、そして平成23年度は市内中学校の特別支援学級に在籍するすべての生

徒がむつ養護学校、それから青森第二高等養護学校などの特別支援学校の高等部へ進学しております。特別支援学校では、就労につなげるための指導、それから支援体制が整備されているため、卒業後の進路に選ぶ場合が多いものと考えております。各中学校におきましては、特別支援学級に在籍する生徒について定期的に進路相談が行われておりますし、生徒本人と保護者の意向を尊重しながら、進学先や就労先についての話し合いを重ねております。また、特別支援学校の高等部を希望する場合は、学校見学、それから体験入学を何度も行い、適切な進路選択が行われ、入学後の学校生活がスムーズに行われるよう配慮するなど、卒業後を見据えた進路相談を計画的に進めているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 特別支援教育、インクルーシブ教育、障害を有する子供を含むすべての子供さんに対して、1つとしては、個々の子供の教育的ニーズに合った適切な教育的支援、そして2つ目としては、原則として普通学級において実施する教育とあります。子供さんたちは、一人一人大きな大きな夢を描いて毎日特別支援教室また学校に通っておられると思います。そういう子供さん一人一人の夢実現のために、遠島教育長さんを初めチーム一丸となって汗をかいていただき、子供さん一人一人の夢をかなえていただきたいという願いで今回特別支援教育の充実ということを質問させていただきましたので、よろしく願いいたします。

申し合わせの時間もありますので、一般質問としてはこれで終わります。

今期定例会を最後に退職されます職員の皆様、これまで果たしてこられました職務と使命に深く敬意と感謝を申し上げます。今後ともご壮健で、

ますますのご活躍を心よりご祈念を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月14日及び15日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明3月14日及び15日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月16日は付託議案審議、請願審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時10分 散会